

平成23年第4回基山町議会（定例会）会議録（第2日）										
招集年月日		平成23年12月13日								
招集の場所		基山町議会議場								
開閉会日時		開会	平成23年12月14日				9時30分	議長	後藤 信 八	
及び宣告		散会	平成23年12月14日				15時10分	議長	後藤 信 八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名			出席等 の 別	議席 番号	氏 名			出席等 の 別
	1 番	神 前 輔 行			出	8 番	大 山 勝 代			出
	2 番	久 保 山 義 明			出	9 番	片 山 一 儀			出
	3 番	牧 藺 綾 子			出	10番	品 川 義 則			出
	4 番	木 村 照 夫			出	11番	林 博 文			出
	5 番	河 野 保 久			出	12番	松 石 信 男			出
	6 番	重 松 一 徳			出	13番	後 藤 信 八			出
	7 番	鳥 飼 勝 美			出					
会議録署名議員		11番		林 博 文			12番		松 石 信 男	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 古 賀 敏 夫			（係長） 鶴 田 し の ぶ			（書記） 寺 崎 一 生		
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長		小 森 純 一			健康福祉課長			眞 島 敏 明	
	教 育 長		大 串 和 人			こども課長			毛 利 俊 治	
	総 務 課 長		小 野 龍 雄			農林環境課参事			内 山 十 郎	
	企画政策課長		岩 坂 唯 宜			まちづくり推進課長			大久保 敏 幸	
	財 政 課 長		安 永 靖 文			会 計 管 理 者			平 野 勉	
	税務住民課長		重 松 俊 彦			教育学習課長			内 山 敏 行	
議 事 日 程		別紙のとおり								
会議に付した事件		別紙のとおり								
会 議 の 経 過		別紙のとおり								

会議に付した事件

日程第 1	第55号議案	基山町副町長定数条例の制定について
日程第 2	第56号議案	基山町副町長定数条例の制定に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について
日程第 3	第57号議案	基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第 4	第58号議案	基山町税条例等の一部改正について
日程第 5	第59号議案	基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部 改正について
日程第 6	第60号議案	基山町教育委員会教育委員の任命について
日程第 7	第61号議案	町有財産の無償譲渡について
日程第 8	第62号議案	平成23年度基山町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 9	第63号議案	平成23年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第10	第64号議案	平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第 4 号）
日程第11	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第12	諮問第 2 号	人件擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第13		委員会付託

～午前 9 時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

議案審議に入ります前に、昨日の諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてと、同じく諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由の説明が抜けておりましたので、冒頭に執行部のほうより説明いただきますので、よろしくお願い申し上げます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。きのうの提案理由の説明におきまして、諮問の 2 件につきまして説明を漏らしておりましたのでおわびを申し上げ、ここで説明をさせていただきます。

まず、議案書29ページでございますけれども、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

基山町大字宮浦827番地 3、調實叡氏につきましては、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についての理解のある方で、平成 2 年 5 月から人権擁護委員を委嘱され現在に至っておるところでございます。今回は再任をお願いをいたしております。その履歴につきましては次のページに書いておりますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

それから、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、基山町大字小倉945番地 1、大久保由美子氏につきましては、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方で、平成15年より基山町教育委員会教育委員をお務めされております。今回、新任をお願いをいたしておりますので、議会の意見をよろしくお願い申し上げます。

なお、いずれも任期は 3 年でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明終わらせていただきます。

○議長（後藤信八君）

続きまして、もう 1 件、昨日の第58号議案 基山町税条例等の一部改正についての補足説明について修正がございますので、税務住民課長に修正をお願いします。重松税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

おはようございます。昨日、補足説明の中で私のほうが非課税口座内の少額譲与株式の譲渡所得についての説明で、毎年新規投資総額の1,000千円を上限として「平成24年から26年までの3年間」と申しておりましたが、これは「平成26年から平成28年までの3年間」ということに訂正をさせていただきます。御迷惑かけます。よろしくお願いします。

○議長（後藤信八君）

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1 第55号議案

○議長（後藤信八君）

日程第1．第55号議案 基山町副町長定数条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

第55号議案について質問いたしますけれども、この第55号議案は平成21年4月から副町長を置かないという特例条例を来年の2月19日まで決めているわけです。来年の2月20日以降は、逆に言えば、特例条例が執行されれば、副町長を置くことができると、それに伴ってこの定数条例を廃止しているということでこれ地方自治法違反にもなるということで今回出されているんだろうと思いますけれども、1つは、私も記憶をずっとさかのぼって、この平成21年の3月議会を思い出していたんですけれども、この副町長定数条例を廃止したときに、この定数条例そのものは議決にかかっていません。副町長を置かない特例条例、それから、もう1つ、後で出ますけれども、それに関係する整備条例については議決にかかりました。結果的に反対したのは私1人でしたけれども、議会とすれば可決されたわけですね。定数条例そのものは議決にかかっていません。というのは、私も後になっていろいろ調べたわけですが、平成21年の第1号議案、先ほど言いましたように、基山町に副町長を置かない特例条例の制定について、その中の附則の2番に、基山町条例を廃止する条例の一部を改正するというのがあります。その前に、その中に、第36条に基山町副町長定数条例は廃止すると附則で入っているんですね。だから、これ定数条例を廃止することに対して私ども議員は審議もしていませんし、審議は当然第1号議案からしましたけれども、議決を出していません。議員の中では、9月議会では鳥飼議員、副町長の関係出されましたね。自分は副町長を置かない条例には賛成したけれども、定数条例については廃止することはおかし

ったんじゃないのかという意見も言われました。そうすると、1つの議案の中に2つの、廃止条例も入れれば3つの条例が入っていると、附則で。私もこれは別に問題ではないというのが後でわかるんですけども、議案の中に幾つものそういうふうに条例が入ります。しかし、副町長を置かない特例条例と今回の定数条例、これに整合性があつたのかと。整合性があれば、第1号議案の中にこういうふうに入れることによって、議会の議員の議決は1回でできるわけですけども、1つの議案の中に違う条例が、逆に言えば、議員の意見が分かれる条例が入っていたということで、これもう21年の3月議会で第1号議案については議決して、そして、今日まで来ているわけですけども、この辺のことについて、これ執行部の方は提出されるときに問題がなかったというふうに思われるのか。というのは、副町長は置かない特例条例は、本来、平成20年の12月議会の前の全員協議会で町長のほうから提案されて、そして、12月議会では一般質問で私や鳥飼議員もこれ一般質問でされたんですね。そして、その後、21年の2月の全員協議会等を重ねる中で、21年の3月議会に提案されたと。3月議会の定例議会以前に、もう全員協議会の中では一定程度議論されていたんですね。だから、3月の定例議会の第1号議案の中にこういうふうに定数条例の廃止がうたわれていたけれども、それに対して余り異議は出なかったけれども、今考えてみると、おかしいのではなかったのかなというふうに思いますけれども、まず、これについて執行部の回答をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、21年度は前任者のほうで相当検討された上に御提案させていただいております。その案件につきまして、うちのほうでも全国をちょっと調べさせていただきますと、まず、副町長を置かないという内容としましては、まず、全く副町長を置かない場合、それから、当分の間、置かない場合、それから、うちのように期限つき、任期の期間中といたしますか、期限を設定して置かない場合の3種類の方法があります。

その中で御指摘いただいております内容について、いろいろ議論がありまして、町としましては県のほうの指導を受けております。まず、県の指導の内容としまして、うちのほうの再確認いたしまして内容を確認いたしましたところ、まず、副町長の定数に関しましては、基山町の場合は1ですけども、ほかの団体におかれては2のところがあると思います。これ

はまず、最高数値を求めているものではなく、1あるいは2につきましては必ず置かなければならないというのが定数条例になっております。そういうことで、基山町におきましては期間限定の中で定数を置かないという条例を制定させていただいております。

それと関連しまして、相反する副町長を置かない条例を制定してゼロとしておるのに、定数条例で1という数字が上がっておるということは相反する条例があるということで、これは関連条例として、附則の中で廃止の手続をとるといような形が一番最適であるという県の意見を求めて条例を上げさせていただいております。

ほかにも御指摘がありましたように、本則条例で定数1があつて、その期間は置かないということで任命する方法も違法ではないということで伺っておりますが、形としてはうちのとった方法が最適であるという意見をいただいております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今の議論は確かに平成21年の3月議会、その前の21年の2月に行われました全員協議会の中でも一定程度出されたんですね。県の指導を仰いで、置かない特例条例を制定すれば、この定数条例については廃止しとかなないと整合性がとれないというふうな説明はあったんです。しかし、今考えると、そこに本当に整合性があったのかなという疑問を鳥飼議員も含めて言われていたんですね。そうすると、じゃ、小森町長が3期目当選されてどうされるかわかりません。仮に来年の2月20日以降、この特例条例は廃止になりますけれども、改めてこの特例条例を出すというふうになったときには、同じように、附則において定数条例を廃止するという形が本当に一番いいのか。私は別の議案として本当は出すべきだったんだと。廃止条例、副町長定数の廃止を決めれば、その後の条例を廃止する条例は附則でうたっていてもこれは別に整合性はあるんですね。あります。しかし、副町長を置かない特例条例の中に、この定数条例を廃止するのを附則でうたうことが、これは議員としての私たちの意思が示されない。1つの議案の中に、自分は特例条例には賛成すると、しかし、定数条例の廃止には反対するというふうな、これ議員としての意思が表示できませんね。こういう問題があったのではないのかというふうに質問していますけれども、条例の制定、改廃については、議会に諮らなければならないというのがありますよね。諮ったとしても、これ議員としての意思表示がされませんよね。同じ中で。これには賛成けれども、これには反対というふうな議

決の仕方ありませんから。だから、その辺がどうだったのかというのをまず聞いていますけれども。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほど言いましたように、2つの方法があるということで、まず、1点は、定数条例に対して今回特例条例をまたお願いする場合は、定数条例はそのままにして、任期中の特例条例を設けて副町長を置かないとするのが1例ですね。それから、うちが前回行いましたように、特例条例の中に附則の中で定数条例も廃止するという2つの方法で、議員が申されております特例条例と別件案件で定数条例を議案として提出させていただいた場合、1つの議案で特例条例が可決され、定数条例が否決されるということは、議案としてはあり得ないということです。もし、提出させていただく場合は特例条例に附則の中で廃止をお願いすることになると思います。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

あり得ないというのは、これ法令的にそういうふうになりますか。例えば、特例条例で副町長を置かないと、期限を持ちますよね。廃止条例はもう廃止だから特例はないですね。これ整合性を持たせるという意味だったら、廃止条例そのものが特例の扱い、この期間は定数条例を廃止するという特例、それだったら、私わかるんですね。しかし、廃止そのものをすれば、今回の場合はこれ制定ですよ、全くの制定。新しい。だから、普通、条例なんかは条例改定すれば、ずっと附則で平成何年。もともとこれは基山町助役と言っていたのを、平成19年でしたか、4月から副町長というふうに変えたんですね。だから、これは全部本来は附則で、助役から副町長、これ全部歴史に残るんです、歴史というか、ここに例規に残るんですけれども、改めて今回これ定数条例を制定するとなれば、前のやつは全くもう廃止してあるからないんですね。改めて今回基山町に1名定数を置くと、それが出てきて、そして、平成24年2月20日というふうに掲載するんですね。そうすると、そういうやり方が本当にいいのかなというのが、これ法令審査会等もかけながらでしょうけれども、それが1つちょっとまた回答もお願いしたいと。

それと、少しこの副町長を置かない特例条例のときにいろんな議論をしたんですね。本当にこれでいいのかと。賛成する議員の中にも物すごくこれいろんな問題があるんだというふうな意見出たんですね。そして、結果的にはこれは町長の決意だったからと、人事権含めて町長の決意、そこをやっぱり尊重しなければならないという意見も片方あったんですね。そうすると、今回の扱いはこれ定数条例の扱いだけですので、ここまで聞いていいのかわかりませんが、やっぱり一定程度、この副町長を廃止したことの問題点とかというところも議論しとかなければならないのかなというのも思いますので、これもう私も3回目ですので、少し町長のそういう気持ちも、この約3年間、廃止してから、この辺の気持ちも伺いたいというふうに思っています。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私にということで、2年前に副町長を置かないというようなことを私も強く思って提案させていただいたということでございます。それをまた、今、なぜ戻すのかというような、そういうことかと思えますけれども、2年前に置かないというようなことを私思いましたのは、これはもう前に一般質問でもお答えしましたし、また、今回、重松議員の一般質問にもそれがある、メリット、デメリットということでしたか、それがあろうございまして、まず、3年前にそう思ったというのは、やはり庁舎内の協働といいますか、みんなで考えて提案してやっていこうというようなこと、そしてまた、決定プロセスも中にワンクッション置くというのにも必要な部分もあると思いますけれども、そうじゃなくて、ストレートにさっそう上がってきて、そこで決定するというような、それがスピード化、スリム化だろうという、そういう思いがあったということ、これは1つでございます。

それから、私自身が、課長と副町長が一応協議していろいろ議論した中、それをただ私が詳しいこともよく理解せずに、それで決定を下すということ、そのこと自体もいかがかなという私にも疑問がございました。

そういうことでやらせていただいたということでございました。しかしながら、また、その反面、それに伴うデメリットといいますか、リスクもあったということもございまして、今回、また戻させてもらおうというような、そういうことでございます。

そもそも論を申してもどうかと思うんですけれども、やはりいろいろそこで試行錯誤する

ということも私も古いことを大事にして、それがあるということ自体、それなりの意義があるという、これはしっかり考えなきゃいかんけれども、やはり行政のスリム化なり、コンパクトな行政というような、そういうことを考えた上でやらせていただいたというようなことでございますので、そういうところで御理解をいただけたらというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。片山議員。ちょっとお待ちください。先ほどの（発言する者あり）回答漏れがありますんで。小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、うちのほうが特例条例を定めた以前の全国でのそういう動きをちょっと調査させていただいた中では、基山町と同じように、附則扱いで廃止されているところが多いということです。

それから、先ほど言いましたように、特例条例を定める中では定数条例の1という定数に対して特例条例を設けた場合は、定数条例は扱わないというところもあります。ただ、県と協議した中で、逐条解説の中、条文の解説の中では、先ほど一番初めに言いましたように、定数を定めた定数につきましては最高限度ではないと、その定数については必ず副町長を置かなければならないということからすると、関連条例としてうちが特例条例でゼロとしたことによって定数条例もゼロという考えを持って、附則で一緒に廃止するのが的確であるというふうに考えさせていただいて、県との意見を交換しながら、そういうふうにさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

幾つかあらかじめ質問する予定だったんですが、今、重松議員の質問の中で、応答の中からさらに生まれたんですけども、幾つか質問いたします。

定数条例で1があろうと、2があろうと、特例で置かないということはできるんですね。いいですか。定数がゼロに置いているのはおかしい話なんです。そこあたりが混同されているんじゃないかというふうに思います。これは司法上にいろいろありますから。

ここで質問の1つは、県に相談をしたとか、こういう話があります。私の部下で昔よくそういうのを言いました。だれにやった、県のだれだ。窓口の係か、課長か、部長か。文書で

やったのか、文書でやっていないのか。そこあたりをひとつお尋ねします。いいですか。

係の回答等、それも県が言ったには間違いない。ただ、それは県の中で部長会議で審議をし、ちゃんと判定をしてやったのか。非常に大きな問題。それを指導、ただ、うのみにするというのは非常に危険であります。

2つ目ですね。別に今言ったのは、定数がゼロで置くのはおかしいけれども、1があつて置かないことはおかしくはないんです。だから、特例廃止事項なんです。2つ目は、町長、言ってはいけないことじゃないかということを私今言われたんですが、今まで副町長を置かなかったから、十分理解をしていないのに結審をしなければいけなかったとおっしゃった。十分理解をしないで今まで結審をされたんですか。だから、ちょっとこれ問題なんですけれども、副町長を置きたいみたいなことを、今度改めて置きたいみたいなことをおっしゃいましたが、質問の町長の腹をこれに関連して伺いたいんですが、今、ちょこっと出てきて、置くつもりでこの条例改正をされているのかなというニュアンスをとったんですね。ところが、私はこれは今の特例条例が2月で切れる、来年のですね、だから、今、もとへ返しておくんだと。だから、施行期はこの2月幾らかというふうになるでしょう。置くんだということであれば、どうってことないんです。町長がまた今出られるというふうに言われていますが、通られるかどうかはわからない。だから、ちゃんともとに返しておくんだということは理解できます。しかしながら、これを今の回答を聞いていますと、今までやはり何年間か置かなかったけれども、誤りであった、だから、変えて、置けるようにするんだということであれば、全く趣旨が違うんですね。そこあたりについてお伺いしたい。

というのは、今までこの置くべきだという議論が何度かありました。また、今回、町長の後援会、来年の選挙のための後援会の中で、ある人が町長置けよと、こういう要求をされた。そういうことでされるのであれば、全く趣旨が違ってくる。今まで私は命を落とす可能性のある組織、これは前、説明したと思いますが、自衛隊には野戦に出る部隊には全部副指揮官がいます。執行、副大臣というのがいますけど、これは1人じゃありません。副大臣は1人じゃありません。あるいは政務官という別の同じ並びのがありますから、国でもですね。これは1人じゃないです。2人であれば意味があります。ところが、市町村においてはこの副町長、あるいは副市長というのは特別職になっております。だから、私が今まで屋上屋を重ねる一々の組織は要らないんだと主張してきました。部長を設ければよろしいじゃないですか。相談相手の補佐なり。いいですか。そう申してきたんですが、町長の腹をお伺いしたい

のは、要するに町長、先ほども置かなかったために専門的なことがわからなくて結審せざるを得なかったとおっしゃったが、今まで人事で、米軍にしても、防衛庁にしても、降格という懲戒処分の項目があります。降格。町長は今まで降格承認を意のままに勝手におやりになった。だから、降格をされたままで、課長から参事に降格をされたままで、寂寥感でやめていった人がいますね、涙を流しながら。部長職をしとけば引き上げればいいですね。ただ足し算引き算なんですよ、人事が。減らせばいい、足せばいい。そうじゃなくて、微分積分というか、やっぱりリストラクション、再構築をきちっとされないといけなかった事項が、また、これもただそういうことだけで屋上屋を重ね、町の組織をどうするか、これは満鉄という会社がありました。これは当初は合議制でした。その後に原敬の送り込んだ副社長が全く違う組織に変えていった。この組織を変えるということは意思決定なり、実行は全然変わってくるんです。そういういろんな含みがあるんです。ただ、これは私が、小森町長、受かるか、受からないかわからないから、ちゃんともとへ戻すというだけの論理であれば、まだまだ納得はいくんです。しかしながら、今、答弁を聞いていますと、いや違うんだ、もとへ返すんだということでは大きな違いが出る。

それから、質問の3つ目、もし、町長に3選をされた場合には、副町長を復活させるのか、あるいは今までの町長が熟慮されたとおりに、また、置かないという特例条例を設けるつもりなのか。

その3点をお伺いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

最初の理解しなくて決断というのがちょっとわからなかったんですけれども、副町長、フィルタリングされて、私が詳しいことわからずに決断しとったというような、そういうことでしょうか。それだったら、決してそういうことばかりじゃなくて、やはり私ももっと直接的な話にかかわって、最初から話を聞いて、そして、それを十分に理解しながらの決断をしたいというようなこと、それが副町長がいたからどうこうじゃないんでしょうけれども、ちょっとその辺が私もじくじたるものがあつたもんだから、直接話を聞こうというような、そういう思いがあつたということは1つでございます。

それから、もう1つは、もちろん私どうなるか、2月19日任期でございますから、どうな

るかわかりませんが、そういうことがありまして一応期限を切ったと、2年前に廃止したときに一応期限切ってというようなことをやったということでございます。そして、そういうことでまたもとに戻すと、自動的にというわけにはいかないということですから、それを一応もとに戻しておこうというようなこと。

そして、もう1つは、もし再選されたときに、置くつもりかどうかということは、それは先ほどからそっちのほうを先に申し上げておったかと思いますが、もしそうなれば、やはり以前のこの2年間のメリットがなかったとは言いません、それなりのことがありましたけれども、デメリットもやっぱり考えて、置くというような、そっちの方向で行きたいという考えを持っております。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、条例の分ですけれども、まず、条例の制定前の調査の中では、湯河原市を参考に事例的に町のほうで研究をしまして、その内容を把握して、基山町と同じような考えの中で行っておりますので、それをもとに県と協議をされているようでございます。それに基づきまして、私のほうも県の担当もかわっておりますので、そこを確認いたしましたところ、先ほど言いますように、2つの条例の取り扱いの方法があるということで、本来は1点は（「議長、時間の短縮のために私の問うていることはそんなこと問うていません」と呼ぶ者あり）まず、文書での回答は求めておりません。口頭で協議をさせていただき、基山町の考えを示しながら県の意見を聞いております。それから、先ほど言いましたように、全国の自治体の判例も参考にさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

文書でなくて、電話で課長が直接向こうの課長にお聞きになったのか、部長にお聞きになったのか、これはその担当者の能力の範囲、経験の範囲で全然答えが違ってくる。わかりました。文書でやりとりされていないと。

私が町長におわびをするのは、ちょっとおわびをします。

1つは、誤解をしていた。それはフィルタリングの意味が、要するに裸の王様にならない

ためにということだったんですね。間に置くとですね。確かにある町村で、これは組織どこでもなんですが、長と副がうまくいったときは非常にプラスになるけれども、うまくいかないときは全くデメリットが大きい。特に中から上がってこられた副町長がいて、人事から全部掌握をしてしまうということがあります。情報が流されないということがたくさんあります。それを懸念されたんだ。それをよく知らないでというふうに表示されたんですね。私は町長がいろいろなことよく知らないで、要するになれていないから、下の副町長は行政のベテランだからなれているからという誤解をいたしました、裸の王様にならないということであったということで理解をさせていただきます。

しかしながら、非常に組織というのは力を発揮するか、しないか、大きな違いがあります。ラインシステムだとか、ラインスタッフシステムだとかですね、メカニカル、機械的な、機能的なシステム、いろんなシステムのつくり方がありますが、よく御検討いただいて、行政改革ができる組織構築をお願いしたい。

ただ1点、これは時限だから、一応自分の任期が切れる、変えておくんだということであれば十分理解できます。私はそれは賛成をさせていただきますけれども。これいろんなことを含みますと、非常に問題がある。町長がそんな不安定な判断で副町長をなくされたのか、十分熟慮しないで、そういう副町長という、同僚議員から大事だ大事だとおっしゃるような副町長を廃止されたのか。もともと協働をやるためだというふうにおっしゃいましたね。それから、人員数を減らすということをおっしゃいました。そこらあたり（発言する者あり）あなた、頭がいいのかどうかわからんけど、もっとやりなさいよ。時間関係ない、これは。いいですか。非常に頭の回転がいいのか、粗雑なのかわからないけれども、よく口を挟む。おやめいただきたい。いいですか。

そこあたりをしっかりと組織は戦力発揮の基本ですから、お考えいただいて、やはり再選されましたら、そこらあたりでやはり、これも後、質問しようと思ったんですけど、田中さんという、中田さんですかね、前横浜市長、このあたりをよくお考えいただいて、やっぱり基山がよくなるためにどうするかを、だれがどう言うかじゃなくしてお考えいただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

前の副町長を置くことをどうのこうのという中で、前の副町長がというようなこともちょっとあったかと（発言する者あり）ああ、そうですか。それはちょっと……、そういう、私もちょっと受け取り方したもんですから、申し上げておきますけれども、決して前の副町長とどうこうということじゃございませんし、その辺は非常に親密にいろいろ連絡取り合いながらやっておったと。しかしながら、やっぱり私自身でこれはもう、私自身の問題だというふうに思って、フィルタリングとかなんとかという言葉使ったんですけれども、その辺はひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第55号議案に対する質疑を終わります。

日程第2 第56号議案

○議長（後藤信八君）

それでは、次に、日程第2．第56号議案 基山町副町長定数条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

前の55号議案とも一緒でございますけど、私あんまりあれですけど、基本的に総務課長の答弁にありましたように、いろんな考え方があると思いますけど、副町長を置かない特例条例を定めたときに、附則でこういう改正をしたから、また、置くときにこの56号あたりも出さんばいかんようになるわけですね。だから、基本的に考え方あると思いますけど、基山町の副町長を置かない特例条例という特例を使った以上は、その基本となる定数条例というのは歴然とあらなければいけないわけですね。だから、それを特例条例という名のもとに置かないと。それで、定数条例を附則で廃止し、改めてそれに伴うこの関係条例の整備に関する条例で副町長の分を廃止したわけですね。だから、その期間だけ、3年間の副町長置かない期間だけ置かない特例条例を定めたならば、これは普通、税法でも言う、特別措置法とか、いろんな法律がありますよね。この法律があっても、その期間、その業種に関しては税率を幾らに少なくしますという、そういう特例条例というのは歴然ともとなる条例があったから特例がつくんであって、この私が言わんとすることは、特例条例を定めたとしたら、これ

終わったことだからもう言いません。今後、3期目でまた副町長を置かないということになったときは、この特例条例をもしつくとすれば、特例条例の期間だけの特例条例を定めれば、こういう56号議案あたりも扱わなくていいわけですね。もし、そういうことになれば、特例条例を置くときにも、今度は定数条例も廃止されますか。その辺はどういうふうな考え方ですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほど55号議案の回答の中でも申しましたように、2例の案があるということで、1例を町のほうは選択させていただいております。その関係で両方どちらも自治法上は問題ないと思っておりますので、そのときはまた検討はさせていただこうと思っておりますが、前回の選択した場合はこちらのほうが最適であったというふうに理解して、条例案を策定させていただいております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

それじゃ、町長にお尋ねしますが、いろんな状況でございます。万が一3期目当選されて、副町長をまた置かない条例を定められたとしたら、また、前回と同じようなこういう特例条例をつくっても定数条例も廃止されますか。仮定の話は言いにくいでしょうけど。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私自身もちょっと理解していないところがあるのかもわかりませんが、置かないという特例条例ということ、それを決めながら、定数条例だけ1名というのを残しておくというのはやっぱりその辺の整合性がとれないと、そういう県の話だったと私は何かそういうふうな思いがあるんですけれども、だから、もうそれだったら、定数条例も一緒に廃止をしたほうが本当にすっきりした形になるんだというような、そういう覚えがあるんですけれども、定かじゃございませんけれども、そういう思いです。

それから、万が一でございますけれども、そうなったときには廃止するつもりは今度ござ

いませんし、それはまた連動させるのかどうかということはまたちょっと今の段階では私ものはっきり申し上げられません。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

わかりました。

1つ、総務課長が言われましたように、さっき片山議員のときに言われましたけど、私も元公務員として県に聞いたとか、県の指導を受けたとかということがちらちらと出ます。これ一番問題、私も経験から言いますが、県に聞くのも情報の収集としては一つの方法だと思います。国に電話したり。一番問題は、聞くほうの気持ちで回答はどうでも違ってきます。こっちの聞きたい考えをもっと、違いますから、その辺は県に聞いて判断されるのも一つの方法ですけど、こっちが情報を持って、県のだれだれに聞くとか、その辺をはっきりしないと、県の指導を受けたとか、地方分権でもありますから、その辺は十分今後県に聞かれるときにはそういうことをひとつ十分、手前方でわかってといいますか、あらゆる情報を選択肢を持って県に聞くなり、判断材料にさせていただきたいということで質問終わります。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほども答弁させていただきましたように、まず、全国の判例を調べて、基山の方法が多かったということをまず認識した上で、うちのほうの考えを県に示して県の意見を聞いております。地方分権を言われましたけれども、まず、今、国からの通達は全くないようになっております。そういう考えで、市町村はまずどういう考えを持っておられますかというのが大前提ですので、それを示しながら県の意見を聞いたということでございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

この第56号議案、平成21年の第2号議案で一部改正をしたのを今回戻されているという部分だろうと思います。それで、第1条から第5条まで私わかるんですね。職員定数条例の一部改正からずっと第5条の諸給与条例の一部改正までは。問題は、この第6条なんですね。

基山町予防接種健康被害調査委員会設置条例。もともと副町長も入って6名だったと。副町長を廃止したから5名になったと、そして、今度、副町長をまた定数条例でするから、また、副町長もこの6名に入れると。5名でされていたんですよ。副町長を今度定数条例に入れるから、副町長をまたあの中につくるから、副町長を入れなければならないという理由は別にはないですよ。5名でできていたんですから。そうすると、副町長の仕事といいたいでしょうか、いろんな仕事があると思いますよ。当然、町長の補佐からですね、行政全般。これどうして副町長をこれに入れなければならないんですか。私、ここがどうしても、行政のいろんな諮問とか、充て職とか、いろんなのがそれはあろうかと思いますが、副町長を廃止したこの3年間、副町長なくて5名でできたのを、また、副町長を新たに条例でつくるから入れなければならないという理屈が私わかりませんけれども、これどうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

当初の条例改定のときに副町長も入った6名で組織しておったものをもとに戻したということでございます。御理解をお願いしたいと思います。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

余りここは、こういう聞き方するとあれなんでしょうけれども、いろんな今、審議会、審査会含めてありますね。それぞれがやっぱり責任分野を持って、これされているんですね。そうすると、副町長というのが、これ逆に言えば、改正前のほうを見てもらえればわかりますけれども、医師会会長が推薦する医師が2名、それに三養基郡の医師会会長が推薦は1名、学識経験者が1名、それに鳥栖保健福祉事務所長が1名と。ここには基山町の代表が入っていないんですね。本来、副町長を廃止すれば、例えば、職務代行から言えば、総務課長だったんですね。本来は総務課長を入れとけば、私は副町長を今回つくるから総務課長から副町長に交代しますよという理屈だったら、私はわかるんですよ。だから、何か副町長という充て職をのけたから、もうぽんと削っているみたいな発想で、今度またつくるから置きますよと。そうすると、この審議会とか、審査会は本当に機能していたのかと。機能していたというのは、そういうふうに懐疑的に言うと、ちょっと誤解を受けるかもしれませんがね。

基山町の代表が入っていなかったと、この委員会にですね。この辺がやっぱり問題だろうと思うんですね。この辺は今からのほかの審議会、委員会等もあろうかと思いますので、十分ちょっとこの人選含めて考えていただきたいという要望だけ申し上げておきます。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

本来、この条例の趣旨からしますと、御指摘いただきましたように、予防接種の関係がありますので、いろんな問題、事案、事件、そういうものが発生したときの町の責任も問われるということがありますので、前回、条例改正のときに、御指摘のとおり、町長、あるいは私がそこに改正すべきだったと思います。しかし、今回は副町長という形で町の代表、責任者をそこに明示するということですので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第56号議案に対する質疑を終わります。

日程第3 第57号議案

○議長（後藤信八君）

日程第3．第57号議案 基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石議員。

○12番（松石信男君）

資料の3ページですね。まず、もう一度、災害によって死亡者の遺族に災害弔慰金を支払うわけですが、その対象を兄弟姉妹まで広げたという、この理由、なぜ兄弟姉妹まで広げたのか、ちょっともう一回説明ください。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

この災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正をされましたので、本町におきましてもそれに基づきまして改正を

行ったということでございます。（発言する者あり）

改正の内容につきましては、弔慰金の支給等の対象となる遺族の範囲を広げるということで、兄弟姉妹まで広げたということでございます。（発言する者あり）

3月に東日本大震災がありましたので、その関係で亡くなった方もいらっしゃいますし、家族全員亡くなったところもいらっしゃいます、世帯全員がですね、その関係で国としてもそういう方たちの親族に対して支給の範囲を広げようということになされたらろうというふうに理解をいたしております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

つまり、配偶者とか、子供とか、父母とか、孫とか、祖父母、これが全員亡くなったと。だから、弔慰金をやる相手がいないと。だから、同居している、同居が条件なんですよ、同居している兄弟にもやろうじゃないかというふうなことでしょう。そいけん、そういうふうに言ってもらえればいいんですよ。

それで、基山町の弔慰金の支給に関する条例見てみますと、弔慰金の額が5,000千円、もしくは2,500千円というふうになっていますよね。大変金額は大きいです。ですね。それで、ちょっと私が参考までにお聞きしたいんですが、例えば、兄弟姉妹に渡すとなった場合ですたいね。兄弟姉妹で4人同居しとったと。だれに渡すですか。4人のうち、5,000千円ずうっと分けちゃったとですか。そこんにきちよっと。わかりませんか。1人ならいいですよ。1人しかおらんやったというなら、その人に行くでしょう。それで、4人同居しとって、その兄弟がたまたま生き残ったというのはちょっと語弊があるんですけど。だけん、それはだれに行くのか。ちょっと。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

ちょっとそこまで私把握をいたしておりませんが、理解するに、やっぱり兄弟姉妹ということになれば、同居を普通しておれば、その方たちには皆さん権利があるということだと思います。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そりゃ、権利がありましようけど、なら、分けるというわけ。いや、そこんにきは規則とかなんとかで書いとつとかな。ないか、今度新たに。そこんにきが例えば、規則等できちつと書くわけ。条例に基づく規則がありますよね。ちょっとそこまで見ていないけど。規則等で書くわけですか。その場合は、例えば、長男とするとかというふうになるわけ。だれがもらえるのかということなんですよ。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

そこまで決めるのは私としてはどうかなと思っていますので、やっぱり兄弟姉妹ということとで皆さんに権利があるということで、あとはその後の話だと思っています。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

ないようですので、第57号議案に対する質疑を終わります。

ここで10時40分まで休憩します。

～午前10時29分 休憩～

～午前10時40分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

日程第4 第58号議案

○議長（後藤信八君）

日程第4．第58号議案 基山町税条例等の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

○9番（片山一儀君）

第58号議案には限らないんですが、今までここに座らせていただいて、今5年目に入っているんですけども、だんだん変わってきたことは非常に理由を問われるようになってきた。なぜかということですね、議案補足説明資料をいただいた関係でここで申し上げますが、提案理由にも必要性がよく見えないし、新旧対照表でよく説明されるんですけどね、新旧対照

を見せられても、なぜそれが何%に変わったか、その必要性が、我々何を審議すればいいのかということなんですね。じゃ、その審議する必要な資料が出されているかという基山町の場合は会議にそういうものが出されない。それはこの前、まちづくり推進審議会を見たときにある委員からも言われました。コピーグラフとかパワーポイントを使ってその現地の写真を出してやれば判断することができる。要するに何を判断するのか、なぜ変えたのか、先ほど松石議員からもありましたけれども、なぜ変えたかが説明ないと、その必要性がないと我々は何を審議していいかわからんです。税条例についてもなぜ変わったのか、なぜ何%にしたのか、なぜ何万にしたのか。いや、これは国から国庫補助金で全部来るからうちは関係ないね、いじらないから、国の法律のと通りのパーセントにしていますと言ったら、それも一つの理由でしょう。そういう点でね、税条例で今回26年から28年までですか、3年間、極端に言ったらなぜ26年ですか、いや、国がこう決めたという回答もあるでしょう。そこらあたりのなぜ、なぜというのがないんです。例えば、昔道路法でもって道路の廃止、認定は議会の議決が必要であります。これも理由かもわからないけれども、なぜそれを廃止するのか、なぜ認定するのかという理由がないと我々は何を審議し、何をここで決めるかということが明確にならないんですね。

これは税務住民課長だけではないんでどなたでももしお答えがあればね、聞かせていただきたいと思う。なぜがないんか、なぜがないのか。

○議長（後藤信八君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

今、片山議員のほうから言われました。例えば、税条例について、今回の改正についてですけれども、なぜ26年からなのかと言われていましたけれども、例えば、それにつきましては、この説明資料の中の3ページの中で、導入時期というのがありまして、平成26年から実際、上場株式等の20%、例えば、住民税が5%で所得税が15%の本則税率化に戻すということで、これに基づいて、それでは27年1月1日からこれを施行しようということで本則税率に戻る関係上、軽減税率を廃止して、これを導入するということで、今回24年、結局、去年、制定されたのが24年からだったんですが、今回こうすることで本則税率に戻すのを2年間延長されましたので、これに基づいてされたということになります。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

御丁寧に。それは一例で26を聞いただけですが、例えば、町長に、前に申し上げたように、今回も一般予算、一般会計ですね、幾らから幾らに変えたよということが提案理由で説明されたんですけども、なぜそこにそれを変えたのかという必要性がない。だから、今だんだん議員の中から必要性が随分問われるような傾向になってきました。なぜかということを含め、議会が考えるようになってきたんだと思うんです。

今、国の法律で、これから有効ですからというふうにお答えになると思うんですが、そこらあたりを含め、やはりこれからも聞かせていただきたいし、我々が審議するときにそういう資料がないと、やっぱり我々審議のしようがないし決めようがない。要するに議会というのは議決をすることだし、執行機関は執行することですから、役割はですね、議会が決めるための資料は何かということを含め、やはりお考えいただきたい。お願いして、終わります。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

ちょっと教えていただきたいんですけども、資料の4ページの第34条の7、(1)、今回、「特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの」というふうに改定されていますね。で、基山町内、そして、ウの項目には「特に町民の福祉の増進に寄与するものとして町長が認めた寄附金又は金銭」とか、これはあるわけですけども、この特定非営利活動に寄附という形でしたので、この非特定活動、基山町内で例えば、社会福祉協議会等々も入るんだろうと思いますけれども、どういう活動団体に寄附した場合が適用になるのか、もし、基山町内の例で挙げられる分があれば教えていただきたいんですけども。

○議長（後藤信八君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

ただいま申されました特定非営利の関係につきましては、今、県と町につきましても指定はされておりません、非営利団体はですね。こういうのはやっぱり幾らかの、何といいますか、基準があつてなかなか指定が難しいというのもありまして、ただ、今回NPO法人の枠

が広げられたということとなっております。

それで、私たちというか、町の条例もあくまでも条例化しなくてはいけませんので、これは県と町と一体になって改正されるときに合せてやっていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

いいですか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今、ちょっと税務住民課長の答弁にありましたけれども、NPO法人の活動が広げられたというよりも、まず、その認定NPO法人が取得しやすくなったということですよね。（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

質問の趣旨は、もう一度いいですか。税務住民課長。（発言する者あり）

○税務住民課長（重松俊彦君）

先ほどNPO法人と言いましたが、あくまでも認定されたNPOの法人になります。

（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

重松税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

済みません。NPO法人に認定されましたら、そのときに高い寄附されましたら、それもこの特例控除を受けられるというふうな格好になります。だから、それを受けるためには、先ほど言いましたように、県も町もそういう対象のNPO法人はまだありませんので、今後、県とあわせて、もしそういうNPO法人が指定されるような、認定されるような団体ができてきましたら、そういうところで条例化していきたいと考えております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっとよくわからなかったんですけども、認定NPO法人というのがあるのは御存じですか。佐賀県内に今はまだ1つしかないですけども、そことは全然違うと。これは特定非営利活動に関するということになっていますので、法人格は問われないわけですよね。だから、認定NPO法人とも違うわけですよね、ちょっと確認のためにお聞きしておきます。

○議長（後藤信八君）

重松税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

久保山議員がおっしゃるとおりです。それで、認定特別法人とは関係なく、あくまでも法人ですね、非営利団体の法人になれば、あくまでも町とか県で条例に指定すれば、そういう特例控除が受けられるということになります。

以上です。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

もう一回、本当ですかということを確認したい。認定NPOはもう法律で税控除が認められているんですよ。本当に普通のNPO法人、その法律にかかわりなくね、町に申請すればその控除になるんですか、私はおかしいのではないかと思いますけれども、今ここでじゃなくてね、確認をしておいてください。

今、県にも町にも認定NPOはないと最初おっしゃって、久保山議員からあると、佐賀県には認定NPOがあるんです。基山町にはありません。それで、認定NPOの認定枠が物すごく楽になりましたからふえることにはなっておりますが、いいですか、認定NPOはもう現に税控除の対象になっております。だから、認定NPOなんです。そこらあたりをはっきりしていただかないと誤解を生じる可能性があるんで、質問させていただきました。

○議長（後藤信八君）

どうしますか、調べて（発言する者あり）税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

委員会の中で報告させていただきます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。（発言する者あり）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第58号議案に対する質疑を終わります。

日程第5 第59号議案

○議長（後藤信八君）

日程第5．第59号議案 基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。河野議員。

○5番（河野保久君）

医療費の支払い方法のところで、ちょっとこれを使い就学前までは償還払いが現金払いになった。その理由が小さい子供を、何というんですか、置いては行けないから、そういうふうに簡素化してくれという理由だというふうに説明、僕自身は解釈しているんですが、それならですね、小学校、中学校までのところはまだ償還払いですよ、その理由からいくと償還払いでなくて少なくとも通院ぐらいは現金払いにしてあげられないのかな、何でここが償還払いになっているのかなというか、その辺の理由がちょっと釈然としないところがあるので、お教えいただければと思います。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

お尋ねの現物給付と償還払いですけど、確かに今回の改正で御提案しているところにつきましては、小学校の就学前については県内統一して行うということで現物給付化がなされております。ただし、小学生以上につきましては、県内におきましても各市町ごとに実施しているところもありますし、自己負担ですね、保護者負担分が金額もおのおの違います。そのため、医療機関においては、それを個別、個別で各市町ごとに取りすることもできませんので、医療機関の統一ができないということで、償還払いの方法によって各市町は今実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。河野議員。

○5番（河野保久君）

済みません。先ほど、現物支給のところを現金支給みたいなことで発言して、ちょっとその辺は訂正しといてください。

それでも、ほかの市町村と足並みを合せてというふうなところだけだと何か納得性がないんで、もし次のときというか、次の機会のときに何かそういう道が開けるようなことがあ

るんだったら御検討いただければと思います。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

所管に関することですので、詳細については、委員会で質問しますけれども、ちょっと目的がですね、資料の17ページを見てもらえればわかるように、この子ども医療助成費に関する条例の目的、第1条「この条例は、子どもの医療に要する医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。」というふうに書かれています。しかし、こども課長が提起されるときには、それ以外にこういうことも言われたんですね、人口減少対策、子育て支援向上対策も目的なんだというふうに言われたんですね。そうすると、今回のこの医療費の助成が人口減少対策や子育て支援対策になっているのかというのも片や検討しなければならないと。で、現行から今回改正されますね、これは県の改正も含めてされるわけですが、基山町の医療費助成は結構進んでいたんですね、現行は例えば、ゼロ歳児から3歳児未満だったら、入院については、病院ごとに月300円だったと。それが今回からは病院ごと、月上限1千円になると。通院にしても月300円だったのが、病院ごとに月上限500円を2回までと。明らかにこれ言うように、医療費助成が後退していると。現物支給が今回県内は小学前までになったというのはありますね。だから、今回の医療費助成改正が本当に助成拡大になったのかなと、福祉の向上になるのかなというのが1つ。

それと、本当にこれ人口減少対策として、ないよりかあったほうがそりゃ当然いいですよ。しかし、基山町、今日までずっとこの医療費助成してきましたけれども、それが人口減少対策にどれほどこれはプラス効果があったのかと。第1条の目的そのものだったら私十分わかるんです、これはですね。しかし、その後に人口減少対策や子育て支援対策というふうに言われたから、どれだけこれが本当になっているのかと。そして、今回は中学校卒業まで入院、通院とも助成しますよというふうになっていますね。だから、これはもう町長の政策として今回されるんだらうというふうに思いますけれども、本当に今回の医療費助成事業は基山町にとって福祉の向上を含めて、これなっているんでしょうか、改正、場合によっては改悪じゃないかなと、改定文だけ見れば、この辺どうですか。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

その3歳未満の部分だけを見ていただくとそういうふうに感じられるかもしれませんが、この子どもの医療費は3歳未満で終わるものではありません。ゼロ歳から就学前の部分も一括して検討して、今度変えようということで検討されています。で、3歳以上の部分の、今までは3歳以上につきましては、一度医療費を全額払って、そして、市町村の役場窓口に行って申請書を書いて、そして、申請をしてもらって1カ月おくれなりなんなりで500円を引いた残りの額が返ってくるという形でしたけど、今回からは来年の4月以降につきましては、3歳未満も一緒ですけど、小学校就学前につきましては、500円の月2回のお支払いだけで、残りの部分はすべて現物給付によって支給をするという形をとらせていただきたいと思いますので、保護者の方の利便性等を考えればそこについては向上したものということで、福祉の向上なりなんなりにつながるものというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

それは私もわかるんです、現物給付が拡大されたというのは。しかし、結果的に自己負担額ですよ、自己負担額はこれふえているでしょう。自己負担額もそのものも一緒だったと、今までみたいにね、300円でいいんですよ。例えば、ゼロ歳から3歳児未満、入院については、月300円でよかったと。しかし、今回からはそれは上限が1千円になったと。そして、これどっちみちゼロ歳児までは現物給付でしたけれども、例えば、3歳以上、就学前までは今までは入院費は無料だったんですね、無料でしょう。これが今回からは病院ごとで月上限1千円ですよ、これが現物給付でなったと。もともと無料だったのがですよ、今回1千円の現物給付と。確かに考えてみれば、今まで無料だったのが今回1千円納めんばいかなとなれば、向上になっていますか。だから、基山町が今日まで行ってきた医療費助成事業、この金額そのものを引き継いで償還払いだったのを現物給付に改めましたというんだったら私はわかるんですね。

しかし、県が今回子ども医療費の拡大をしたと、県に合せたんですね、就学前まではすべて。そうすると基山町は県よりも医療費助成は進んでいたんですね、この償還払い、現物給付という問題はありませんけれども。だから、この現物給付を確かにしてもらったということで保護者の方含めて、これはありがたいというのは当然出てくると思うんですね。しかし、

助成そのものだけを見れば、これは必ずしも改正、いい面ばかりじゃないというところがあると思うんですね、この辺どのように、じゃ、県がしたからもうこのようにしなければならぬんだというふうになるのか。

というのは、先ほどから何回も言うように、基山町は人口減少対策も含めてこれをやろうかというふうにされているんですね。そうすると、ほかの県と同じことだったらあんまり基山町独自の発想というのがないですね。確かに今回、中学校卒業まで入院、通院とも助成しますよというのは、確かにこれは基山町独自の、佐賀県でも玄海町に続いて2番目というふうに説明されていますけれども、いいことだろうと思いますけれども、この辺、もう少し何か考えがあってもよかったのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

確かに今、重松議員が言われたところについては、県が会議を十何回、トータルすれば10回近い会議を市町とも持ってもおりますけど、その中でも議論されたところではございますが、やはりこれを現物給付化ということになれば県内統一してしなければならないという一つのハードルといたしますか、そういうあれがありますので、そこを考えて、この医療制度をまた将来的に継続していくためにはどうすればいいかということ等もありますので、県内やはり意見を聞きながら、そこを医療費については1月1千円、通院については1月1医療機関当たり500円の2回までを最高限度としてお支払いをいただくと、保護者に負担をいただくということで、そういうことをお願いするということで、そういうものすべてをやはり総合的な判断の上に県も最終的な結論を出して、それを市町にお願いして、どうでしょうかということで同意を求めて、それならばもう全市町とも仕方ないですねということであるところもありますし、それでいきたいというところもありました。そこで判断をされて、うちとしても県の方針でいって、現物給付のほうの利便性の向上が上がるということでの判断で合せていただいています。

それと、人口減少対策と少子化対策については、ここのところの一応、提案理由にも書かせていただいておりますけど、助成対象を中学生の通院まで拡大するためということで、人口減少対策とか子育て支援対策を図っていくということで、今回新たに提案をさせていただくところでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今回、乳幼児から子どもというふうに名称が変わりまして、中学卒業まで通院も基山町では実施をすると、来年4月から。町長がそういうふうに提案をされていることについては、非常に私も歓迎するものではあります。県内では玄海町と同じトップクラスになって、たしかこの周辺の筑紫野、小郡、鳥栖よりも基山はこの点では私は進んでいるというふうに思っています。先ほど課長が言われたように、これがぜひ安心して基山町で若い人たちが子育てできる環境整備になればですね、結びつくようなことを願っておるわけですが、それで、幾つかお尋ねをしたいと思いますが、まず、子どもの医療費の財源ですね、乳幼児医療費から子どもというふうに名称が変わりましたので、子どもの医療費の財源についてですけども、今回就学前まで県の補助がつくことになりますけれども、現在基山町が実施しております子どもの医療費——乳幼児医療費ですが、財源の中で町費負担分は幾ら減るのか、県からの補助がふえることによって幾ら減るのか、現在のままですよ、現状ですよ、現状、23年度事業としてみた場合に幾ら減るのかと、それをまずお答えください。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

平成22年度のときの実績による試算でございますけど、条例改正後におきます就学前の子どもの医療費の部分だけでございますけど、医療費の助成額から県補助金を差し引いた本町の負担額につきましては、改正前の金額と比較しますと約2,500千円減額することになります。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それだけ県の補助がふえることによって基山町では町費を2,500千円使わなくて済むという形になったというふうに思います。

それで、今回、来年4月から中卒まで通院医療費まで助成するということになりますが、その助成をした場合の助成額は通院だけですね、入院だけじゃなくて通院だけの助成額は幾

らぐらい予算がかかると、費用がかかるというふうに見ておられますか。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

国民健康保険の受診者の数の医療費からちょっと一応試算はしておりますが、それから試算すると年間約3,000千円から3,500千円の医療費がかかるというふうに試算をしております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

中卒まで通院医療費をすればそのくらいかかると。そうすると、確認ですけれども、差し引いた場合、町費を子どもの医療費の財源として投入するについては、今回の改正で差し引きますと500千円から1,000千円程度町費を新たに投入することになると、中卒までやることというふうに見ていいんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

議員がおっしゃったとおり、50から100の一般財源が必要になってくるというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにないですか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

まず、ちょっと3点ほどなんですけれども、この条例改正によって事務量、恐らくこれはこども課が担当することになると思うんですけど、事務量ってどういうふうに変化していくのかということが1つ。

それと資料ですと、現物給付可能な地域の分が改正前は県内に所在するとか県外に所在するという文言があったんですけれども、それが今回一切なくなっておりますよね。（発言する者あり）なくなっていない。(1)のところは新旧対照表のやつ改正後は文言がないんで、それによってこの可能な地域というのが何か制限が出てきたのかどうかというのをお尋ねいたします。

それと、今までやっぱり現物給付ができなかった理由の一つにコンビニ受診と言われる、いわゆるちょっとした形でもすぐ病院に行ってしまう、そうすることによって小児科の医師たちが非常に疲弊をして、どんどん小児科の病院がなくなっていくというふうなことも言われていました。特にこの基山町内周辺地域においても小児科が非常に少ない地域であります。そのあたりの対応というのをどのようにお考えなのか、以上、3点お尋ねいたします。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

改正前後におきます事務量でございますが、今までは御存じのとおり、3歳未満は県内の医療機関等におきましては、現物給付で、それ以外は償還払いという形ですので、今度改正後は就学前の県内医療機関等につきましては、現物給付ですので、その機関の申請書の分は事務量的には減少します。しかし、今回中学生の部分の通院を新たに入れましたので、その分は事務量的には増大することになります。申請書が上がってきますので、償還払いですので。

それと、町外の県内等というのは第4条のところを久保山議員見ていらっしゃるんですが、今までは第4条のところで規定をしておりましたけど、新しい条例におきましては、助成の方法、第7条ですね、新しい、第7条の第1項と第2項のところで県内と県外の機関の助成の方法ということで、現物給付と償還払いという方法をこの方法のところで今回明記をしましたので、そこに移行しているということで、方法につきましては、県内の医療機関と県外の4つの医療機関、聖マリアとか久留米大学病院等の4つの医療機関については、今までどおり現物給付で行うという形をそれは継続をしております。

それと、コンビニ受診等の対応ということですので、今回、現物給付化に就学前がなりますので、そしてまた、それを県内医療機関で実施しますので、そういうところの受診については受けやすくなっていると思いますので、なるべく時間外じゃなくしてから時間内の受診が一番いいのではないかというふうには思っておりますけど、子供ですからいつ病気するかわかりませんので、それについての対応は医療機関もしっかりとっていただいておりますし、久留米の聖マリア病院やったですね、の子供の医療機関の受診の制度もありますので、そういうところに受診いただければいいと思っております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ありがとうございました。じゃ、事務量に関しては大体とんとんになるんじゃないかというぐらいの概算でよろしいですか。

それともう一つちょっと聞き忘れていましたけれども、上限が今まで300円だったのが、今回500円掛ける2になると、こういうことの町民の負担が一時的にふえるところが出てくると思うんですけれども、そういう説明とかというのは町民の方に対していつごろどのような形でされるのか、例えば、こういう資料を出されても恐らく全くわかられないと思うんですよね。独自にやっぱりわかりやすい形で何らかの案内をされるのかどうか、そこをちょっとお尋ねいたします。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

人数的には就学前の人数とほぼ中学生は変わらないと思いますけど、医療機関の受診の回数とか件数につきましては、やはり就学前のほうが多いのではなかろうかというふうに思っておりますので、事務量については、若干減少傾向にあると、減少するんじゃないかというふうには思っております。

それと周知の方法等でございますけど、今回議決をいただきました後につきましては、広報、それとホームページの掲載も考えておりますし、今回新たに就学前までが受給資格証を今度交付することになります。そしたら、受給資格証を交付するとなると受給申請をさせていただかねばなりませんので、就学前の世帯につきましては、すべて個人通知を差し上げて受給資格の申請をしていただくという形で、その中で周知等も一緒にパンフレットとかチラシを入れて周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

はい、ありがとうございます。受給申請が必要になってくるということで、僕、全協か何

かのときにも町長あたりに言わせてもらったんですけれども、子ども手当のときに僕ちょっと申請に行ったら、私の社会保険のカードですね、保険証がコピーをとりに行かれるのに税務住民課まで行かれるわけですよ。要するに私の身分証明が目の前から消えてなくなるわけですね、この不安というのは非常に大きいと思うんです。この受診申請、もう恐らくそういう何らかの証明が必要になってくるのではないかなと、コピー等が必要になってくる場合にぜひともお願いしたいのが、やっぱりこども課、そういう集中するときにはリースでも何でも構わないんで、ぜひ証明書そのものが自分の手元から消えることだけはちょっとなくしていただきたいなというのと、やっぱりそれだけ移動があるんで、非常に集中したときに町民であるお客様を待たせてしまうということがないように、これはもう要望ですけれども、以上、お願いをしておきます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第59号議案に対する質疑を終わります。

日程第6 第60号議案

○議長（後藤信八君）

日程第6．第60号議案 基山町教育委員会教育委員の任命についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

○9番（片山一儀君）

この議案じゃなくて、ひとつですね、ついでに後の人権擁護でもそうですが、委員の公募はされないのでしょうか。要するに、今回橋下市長、大阪市長が課長を公募する。これからどんどんいろんなことで公募をしないといけないと私は考えるんですけれども、いろんな方がおられるわけですから、団体の人あたりがいろいろとおられるわけですから、なぜ公募をしないんですか、自分の気に入っただけを御推薦していかれるんですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

どこにお尋ねか、最終私かなということでお答えさせていただきますけれども、だんだん

公募という考え方もやっぱり必要になってくるのかなというのが1つと。

それから、本当に今どなたにかお願いしたいけれども、どなたにお願いしようかというふうなことは非常に頭を痛めておる状況でもございます。したがって、どなたか関係の方にいらっしやいませんかとかというふうなお尋ねをしたりして苦勞して、今お願いしたりしておるということでもございます。本当にこういうのが公募になじむのかどうかというようなその辺のところもやっぱり必要になってくるだろうとは申しましたけれども、その辺のところもひとつやっぱりこれからあわせて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

今、非常に悩んであると思うんです。少ない情報で自分の好きなように考えるから悩むだけじゃないですか。だから、公募になじむかなじまないのかというてね、ちょっと協働をおっしゃっていてね、もっと皆さんと一緒にやろうとおっしゃったんだったらどんどん公募をされればいいじゃないですか。たくさんおられますよ、人材は。きちっと条件を、例えば、消防団員の募集だってね、条件を出して、ただ来ませんか、こういう誘いだけですよ、やっぱりいろいろと開示をしてね、やっていかないと立派な人材が、いや、今回のこの云々がどうじゃないですよ、誤解しないでいただきたいね、ここに書いてある方がどうかじゃなくて、システム自体を私は問題にしているんですから、いろんなことがやはり広く求められないといけないんじゃないかということでお願いして、終わります。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

私も同等の意見でございます。どうしても偏ったという言い方は非常に失礼かもしれませんが、素晴らしい人材ですから、基山町のために多くの方たちが多くの場で働いていただこうということは私も賛成でありますけれども、片山議員が言われるように、協働の町づくりということであれば町民を信頼されて、ああいう条例をつくられておると思いますから、より多くの声を聞く、また、多くの人材を発掘して町づくりに協力をしていただくということは1番目に考えることだと思っております。

で、ほかでも言われるように、消防団をですね、募集要綱、募集をちょっとして集まって

いるわけではないんですよ。お一人お一人団員が各家庭を回って、お一人お一人に勧誘をして何とか定数を集めていることに、そう努力もされておるわけですから、皆様方にも大変お忙しい中、人材発掘はなかなか大変でしょうけれども、いろんな機会を通して、また、いろんな方法を通じて幅広い人材を集めていただくように心からお願いをいたします。

以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第60号議案に対する質疑を終わります。

日程第7 第61号議案

○議長（後藤信八君）

日程第7. 第61号議案 町有財産の無償譲渡についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。林議員。

○11番（林 博文君）

これは、町有財産の無償譲渡ですが、高島団地の話を聞いてみますと区の公民館を建てかえるというふうなことで、その用地が町の部分ということで、3の譲渡の理由が区公民館用地として公共の用に供するためということですが、町有財産の土地の無償譲渡の位置図、一番後ろの資料のほうについておりますが、高島団地の1121の202、これは区公民館用地の公共の用に供するための無償譲渡には直接はひっかからないと思いますが、1121の144は今現在区の公民館があって、これを新しく建てかえられるということで聞いておりますが、その辺について、町はどういうふうな形でこの1121の202を無償提供されるわけですか、ちょっと聞きたい。

○議長（後藤信八君）

安永財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

ただいまの11区には地縁団体が含まれております。地縁団体の代表者の玉置さんにお伺いしましたところ、御質問のとおり、1121の144は現在公民館が建っております。その公民館を建てかえるということで、建てかえた場合に駐車場がないということで1121の202を駐車

場にしたいというふうにはお伺いをいたしております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この1121の202といたしますと相当これ離れているわけですよ。それをやっぱり必要とされているわけですね。

○議長（後藤信八君）

安永財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

現地を見ていただくとわかりますけれども、距離にして30メートルか35メートル、そのくらいのところだと思っておりますけれども。（「わかりました、駐車場に使われるということですね、はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第61号議案に対する質疑を終わります。

日程第8 第62号議案

○議長（後藤信八君）

続きまして、日程第8．第62号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の17ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

21ページ、第2表 地方債補正、ありませんか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

この起債の方法が普通貸付となっているのはどの立場で普通貸し付けなの。普通借り入れ

なのか貸し付けなのかというのは、行政上の用語の問題でしょうか。

○議長（後藤信八君）

安永財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

そのとおりでございまして、普通、普通貸し付けというふうに我々も申しております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。（発言する者あり）財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

これは方法でなくて普通の貸し付けによって借入れをするという意味でございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

一般用語かと聞いたのはですね、私、これは起債の方法としては、普通貸し付けを借りるという起債ですね、こっちからすれば借入れじゃないかと思ったんで、一般用語と行政用語の差をちょっとお伺いしたかった。

○議長（後藤信八君）

では、事項別明細書に入ります。一般会計事項別明細、3ページ、お開きください。

歳入から入ります。

3ページ、2款3項1目、地方道路譲与税、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4ページ、8款1項1目、地方特例交付金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5ページ、9款1項1目、地方交付税、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6ページ、11款2項1目、民生費負担金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

7 ページ、12 款 1 項 5 目、教育使用料、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

8 ページ、13 款 1 項 1 目、民生費国庫負担金、ありませんか。重松議員。

○6 番（重松一徳君）

ちょっとここでお伺いします。

子ども手当が今回つなぎ法案でなったということで資料等が説明されております。今、国会ではこの子ども手当、名称も含めてどうするのかと議論をされているわけですね、所得制限を設けると、それと一律今最低10千円を所得制限を設けて5千円にするとか7千円にするとか、これは今政治折衝だろうというふうに思うんですけれども、これ来年度の予算をするときにどこかの基準が要るんですね、基山町は。国会がまとまればいいんですよ。しかし、国会がまとまらないう。しかし、予算はどこかで査定して決めなければならないというときには、今のつなぎ法、これを基準に来年度の予算は編成されますか。

○議長（後藤信八君）

安永財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

今、御質問の中にありましたように、来年度がどうなるかさっぱりわかりません、現段階ではですね。ですから、当初予算におきましては、これが改廃、もう全く廃止になるとはちょっと考えられませんので、現行の状況でお願いするしか方法はないというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。

9 ページ、13 款 2 項 1 目、3 目、国庫補助金、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

10 ページ、13 款 3 項 3 目、総務費委託金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

11ページ、14款1項1目、民生費県負担金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

12ページ、14款2項2目、4目、8目、県補助金、ありませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

4目の分で、中山間地域等直接支払交付金、この時期にふえた理由というのは何かございますか。

○議長（後藤信八君）

内山農林環境課参事。

○農林環境課参事（内山十郎君）

中山間地へ直接支払いの分ですが、交付金のほうがふえた分につきましては、事業面積が増加をしておりますので、その分で交付金のほうがふえております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

それは、今この直接支払いをやっている地域というのは何地域ぐらいあるんですかね。

○議長（後藤信八君）

内山農林環境課参事。

○農林環境課参事（内山十郎君）

現在、中山間地域交付金を交付している団体が6団体ございます。はい。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。

13ページ、14款3項1目、6目、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

14ページ、16款1項1目、教育費寄附金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

15ページ、17款 1 項 1 目、減債基金繰入金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

16ページ、19款 4 項 1 目、4 目、受託事業収入、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

17ページ、19款 5 項 3 目、雑入、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

18ページ、20款 1 項、町債、1 目、土木債、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

引き続き歳出に行きます。

19ページ、歳出、2 款 1 項 1 目、2 目、3 目、4 目、5 目、6 目、9 目、12 目、14 目。20 ページまで一括して受けます。重松議員。

○6 番（重松一徳君）

ここでまとめてちょっとお伺いしますけれども、1 目の 3 節、管理職手当、今回、管理職手当で、1 目、3 目、そして 6 目、そして、2 款の 2 項 1 目と 4 カ所、管理職手当で今回出されております。これは今回の来年 3 月いっぱいまで課長退職に伴っての管理職だと思うんですね。で、これについて、まず今回管理職手当を今言うように 4 カ所、4 カ所という言い方はちょっといけないかな、ありますけれども（発言する者あり）はい、これどのような考えで今回出されているのか説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、御指摘の管理職手当につきましては、まず参事の、今の現課長級で退職をされる方の最高額の中での参事の管理職手当 8 % を計上させていただいております。あと、款項目の配置につきましては、内示等もまだあっておりませんけれども、予測される範囲の中で計上をさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

前回の全員協議会の中でも少し町長のほうから説明があったわけですがけれども、例えば、この5名の今回退職される管理者について、来年の1月1日付で参事のほうになってもらって新たに5人新課長を任命したいと、まずこれ間違い、これでいいですかね、私の理解は。いいですか（発言する者あり）いいえ、ちょっと質問の途中で、まずそれで聞きますけれども、もともと15課体制を10課体制にして、今11課体制ですね、課長の仕事は大変幅広く多いわけです。それに今回、定数条例で職員数も減っているというのもあるんですね。今回、参事になれる課長、そうすると参事の仕事はどこまでなのかなというのがちょっと私わからないんですね、係長の仕事はあるんですね。そうすると、参事の方は係長の仕事もされるのかなと。当然、課長の補佐含めて管理職ですので、されると思うんですけども、来年、特に1月、2月、3月をどのようにこの参事の方は過ごされるのがちょっと私理解できないんですけども。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かにその辺のところは問題といたしますが、私も気になるところでございます。しかしながら、これは、この前、課長たちにもお願いもいたしましたけれども、参事として、いわゆる課長を育てるその補佐を、課長の補佐をやってもらうということ。それだけではなくて、やはり今度は係長がその課長にというようなことありましようから、その辺のところはひとつベテランの課長として係長、それをそのまま、それじゃ、参事になってもらって係長のも一緒にやってもらうという意味じゃなくても、その辺の従来の係長の職務をやっぱりちょっと手薄になるところがあろうから、その辺のところはひとつそれもカバーしてくださいというようなお願いはしております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ちょっと済みません。人事に入るみたいな形で、質問でだれをどこに任命するとかという

質問の仕方をしているわけではありません。私が心配しているのは来年4月、当然、今度職員の異動等も出てくるわけですね。だから、今回のこの予算の使い方がですよ、今回、来年3月いっぱい退職される部署ですね、部署のところに結局、管理職手当をつけられると。逆に言えば、例えば、企画政策課の課長、3月31日で退職となります分ですね、企画政策課の課長に残られる、例えば、こども課長とかを使いよれば参事を置かなくてもいいと思うんですね、別に。しかし、新たに新課長を置くもんだから、どうしても補佐も含めて参事を置かなければならないというふうな発想なのかなと、まあ違ったら違ったらいいんですね。

そうすると、なぜ私がここを言うかということ、副町長を廃止しているというのもあるんですよ。もし何かのときには、これ代行、何といいますか、執行代行責任者ありますね、順位が、1番は総務課長ですよ、そして2番目が企画政策課長、で、財政課長、そして、税務住民課長です。何か順番がありますね、あとまちづくりでしたか、そうすると、今言いました総務課長以外の2番、3番、4番の方が今回全部退職されると、そこに新課長が来ると。そうすると、4月で例えば、もう一回異動があるのか、いや、今回の1月で課長を任命されたのがもうそのまま24年度以降も行くのかによって随分違うなというふうな気もするんですね。やっぱりこの辺はちょっとここで答えられる範囲でいいんですけども、どのようなお考えを持たれているのかなと思いますけれども。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

最終人事異動、配置ということまでは、ここではちょっとまだ申し上げられませんけれども、基本的にはやはり次その課長に4月以降もという、そういう方を育てるという意味もございますから、基本的にはやはり1月1日付で課長になられた方をお願いすることになるだろうというふうには思っております。その最終的な決定というのはまだしてありません。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

今のこの後でちょっと質問しますが、1目13節、委託料、区長、区長代理事務委託料がなぜふえるのか、それから、行政組合長事務委託料がなぜ減るのか、これを教えてください。

それから同じ質問で、これとは別に今の管理職手当の問題、これは町長、先ほど私は希有

に降格だなんだという話をちょっとしたんですが、もともと参事は置かないというのが原則じゃなかったですか。参事は前、課長を減らしたときに参事を仮に置いたと、こういう話でしたね、後は減らすんだという説明がある、なくすんだという話がありました。その舌の根も乾かないときに農林環境課に参事を置かれた。で、今回また参事を置くという、置くというよりも、なぜ3月31日まで課長が働いてはいけないんですか。課長というポストは手当の問題じゃないでしょう、仕事の責任と権限の話でしょう。そこらあたりが町長、人事が全然失礼ですが、わかっていない、組織がわかっていない、金の手当だけでね、ポストを決めていませんか。税金の無駄遣いですよ、こんなのは。

例えば、今ここに係長が2人、参事が1人おられますけれども、彼らは職につけば十分に力を発揮できますよ。きょうなればきょうなったときから彼らは十分力はできるでしょう。ついたときから育てるね、ここに来るだけが仕事じゃないでしょう。議会に出るだけ一回議会傍聴させて、それだけ課長の仕事じゃないでしょう。課長というのは責任と権限ですから、もし、課長を終わったときから課長の仕事はなくなるんですよ。もうよく言われた窓際族です。それがなければ最後まで仕事をしてもらえばいいんです、力をお持ちなんだから、それを参事にしてなんていう話はね、全く人事がおかしいし、予算の無駄遣いです。

防衛庁に付という制度があります。付という制度は定年前の3カ月間、付き務、全くしない例もありますけどね、私はそれをしなかったために上級部隊から怒られましたけれども、自衛隊は特殊なんですから、一般の社会に出るために一般職の一般社会の見習いというシステムをとっています。基山町職員がそんな必要は全然ないわけですね。今まで育ててくるんですから、皆さん、立派な方が育てられて、そして、課長がもしするんだったら課長を外してみても、それを入れるのであれば課長は平に落とせばいいんです。人事は処遇じゃないですよ、そうでしょう。町長は処遇だとお考えなんですかね、責任と権限を明確にするのがポストですよ。それで、責任と権限もないのにもかかわらずお金を払うというのは税金の無駄遣いです。全く納得ができない。

まあ、2つの質問をしましたけどね、お考えと、このなぜかということ。

○議長（後藤信八君）

先にいいですか。（発言する者あり）質問の順番、委託料のほうから（発言する者あり）ああ、挙げたほうからか、ごめんなさい。小森町長。

○町長（小森純一君）

課を減らすというときに確かに参事が問題になりましたけれども、そのときに私もどういう表現したかわかりませんが、安易にそれじゃ、参事、あのときは課を減らすから課長をやっぱり減らすと。それで、ここ一、二年参事についていただくというようなことで参事職についていただいて、あと課長をお願いしたというような、そういう経緯もあるわけでございます。そのときに安易に課長をふやしていくというようなことはしたくないというようなことは確かに言いました。その時期が過ぎたらだんだん参事職というのは減らしていきたいというような、そういう意味もあってそう言ったというふうに思っております。

それから、2つ目にお金の話、これは決して私はそういうことはもう頭にもございません。それよりもやっぱり次を育てるというような、これが実際、従来の課長がおられて、そして、係長にというような、そういう伝え方、教え方というのは当然あるわけでございますけれども、それじゃなくて、本当に実際、おまえ課長となってやってみろと、それから、議会での答弁も実際やってみろと、それはやっぱり教えてもらって見ておって、それで得るものよりも実際自分が責任を持ってやって、それにはもちろん当然アドバイスも要るでしょうし、そういうやり方、両方あるかと思いますが、今回、やはり実務をやってもらってしっかり身につけてもらうというような、そういうことでやって、今度お願いをするということでございます。

それから、決してこれは実質上、降格と言われればちょっと私も心痛むところがあるんですけれども、そういうところ、そこはひとつ今の課長方にも納得いただいて、それをお願いさせてもらうというようなことでございます。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、13節の委託料につきましてですけれども、区長、区長代理の分につきましては、6,100世帯から6,200世帯にふえた分と、下の行政組合長の事務委託料が、組合長の分が5,600から5,470に下がった分、この理由としましては区外がふえた。組合長の事務委託料が減った分、区外がふえたことによりまして区長直轄がふえたということで、区長、区長代理の分を240千円の増額と、それから、先ほど組合長の分の件数が区外になってきた分と、あと精算で調整させていただいて128千円の更正をお願いいたしております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○ 9 番（片山一儀君）

順番から行きます。今、区長、区長代理は世帯が6,100から6,200にふえたということですね。確かに今人口は減っているけど、世帯数がふえていますから、そういうことはあるのかもわからないですね。ただ、今の答えの中で行政組合長の事務委託料は直轄がふえたから、実際に組合に入っている人がいないから減らしたんだと、こう言う、この理屈はわかります。でも、それだから区長等のをふやしたんだというのを一緒に言われましたけど、それは当たらない。ただ、世帯がふえただけであればね、これはわかる。ただ、今まで世帯がふえたにもかかわらず、それはずうっと今までこの増額をされたのが初めてじゃないですか、予算組まれたのは、そういう記憶があるんですが、私の記憶間違いかも知らん。それをお答えいただきたい。

そして、あともう一つあります。

で、町長ですね、ちょっと、日本の海軍をつくり上げたですね、秋山真之かな、「坂の上の雲」のとき、彼が図上訓練というのを申し込んだんです。これは今回テレビで放映されていましたが、要するに課長を育てるのをわざわざ参事にして育てる必要性は何もないじゃないですか、管理職手当をふやすだけで。OJTというやり方あるじゃないですか。一緒に勤務することだけで、もしやるんだったら今の課長のもとで、おい、模擬課長君が判断してやれと、そうやった育て方だってあるじゃないですか。いろんなやり方がある、育て方がある。それを名前を参事でやめなくて、課長でやめなくて参事にしておいて、今まで参事はつくらないとおっしゃっていらね、これはよく覚えていないとおっしゃるが、碁の名人が全部取っ払って、また打ち直すのには理屈があるからですよ。それを今覚えていないとおっしゃるのはそのときにやった理屈がないからです。もう一回、布石をやる我々素人の碁は1回取っ払ったらどこを打ったかわからないけど、プロがやると全部打ち直します。それは全部理屈があるからです。

でも、町長の今の参事をやったときのという話はね、あのときは課長、あれだけ課を減らされて、だからというので、議会もやむを得ず認めたんだと思いますよ。今回は全然状況が違います。目的も違う、状況も違う、今の課長をして、それで新たに課長を置いてね、今の課長を参事にして課長の部下にして、新たに課長を設ければなるんでしょう。今言われた課長がその下の参事で、それが組織じゃないですか、課長の下にいるのが参事ですよ。それは

全く論理も何にもない。ただ、処遇で金をつけるだけでじゃない、課長をふやしていった、実際ふやしたのと同じじゃないですか、管理職手当上はですよ。職と権限が全然考慮されていない。新しい課長になったら年寄りがいるのは迷惑ですよ、早くすぱっと消えてもらったほうが自分の実力出しやすいですよ、新たなカラーで。大久保彦左衛門みたいだからね、やりにくくてしょうがない、自分の力が出せない、そう思われませんか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、その参事をなくすと言ったことはっきりした覚えがないというのは、ちょっと議事録、あと見なければはっきりわかりませんということで、私の思いとしては参事をなくすというような断言したつもりはございません。それはそう言えば農林環境に参事をというときにもそれはちょっと調べたと思いますけれども、決して全くなくすじゃなくて、あの当時みたいに参事をずうっとふやしていくというようなことじゃなくて、これはやっぱりいずれ減らしますよということを申し上げたと思います。そうしませんと組織としては複雑になるし、それはやっぱりむしろすっきりさせると、スリム化させるという、そういう思いでそのとき私が言っていたと、それは今思います。

それから、その方法ですけども、もうそうせずにやる方法というのは確かにあったと、それも思います。しかしながら、さっきから言いますように、それはここでやっぱりもう実際図上じゃなくて実際の訓練としてやってもらおうと、そちらのほうがベターじゃないかというようなことでございます。

それから、参事の件じゃなくて、今度は5名でございすけれども、来年度は6名、予定としましては、その辺のところも11名一遍にかわるというようなことだとやっぱり混乱するだろうというふうに思いますもんですから、その辺もございました。

それと、副町長のことをちょっとおっしゃいましたけれども、副町長も今そこではっきりということじゃございませんけれども、これは全協のときに申し上げたと、どっかで言ったと思いますけれども、副町長を置くということはやはり2年で11名かわってしまうというような、そういう負担増にもなるから、その含みもあってというようなことは私内心思っているところです。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、区長、区長代理の事務委託料の今回の増額につきましては、6,100件を当初予算に組みせていただいております。それで、御指摘ありましたように、世帯数は年々ふえているし、ことしもそういう増加を図っておりますので、現行予算の中で活用させていただいております中で、今後、3月までの委託料を見ますと世帯数がふえたことによって不足分が出てきますので、100件増加を見込んだところで予算を組みかせていただいております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

今までは現行の中でやりくりしていたよと、今回はふえて対応できないから今回初めて出したんだよと、こういうことですね。了解しました。

議事録をしっかりと見ていただければわかると思いますが、要するにあのとき参事を3名か5名かつくられたですね。これは定年になったら参事じゃなくなるんだとおっしゃっています。そういう理屈だったんですから、やっぱり実は認めたんです。なぜそこに、要するに参事にしなきゃ、参事の必要性なんか、昔、課長補佐というのもありましたけどね。要するに無駄な組織がたくさんある。無駄な人が相手をするということはそれだけ税金がかかることですから町税が使われるということです。

だから、それは先ほど碁打ちの話をしたのはそういう理屈があったからですよ。先ほど重松議員が予防注射か何かのことでおっしゃっていましたが、まさのそのとおりでね、その必要性があれば前からあったはずでしょう、ポストが。必要性がないものを新たにつくるわけですよ。それで下の者が上の者を指導すると。私はね、今全部知っているわけじゃありませんが、係長を見ていて、ああ立派な方だと、すぐその人をポストにつけたらポストが人をつくっていきます。余計な人がいないほうがいいんです。権限を自分の新しいやり方をやっていかれる。だから、組織は発展していくんです。全く無駄なお金を使われている、無駄な組織をふやされている、よく御検討をいただきたいと思います。

終わります。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。牧菌議員。

○3番（牧園綾子君）

同じ13節の職員健康診断委託料が大きく減額をされておりますが、忙しいとなかなか健康診断も受けられませんが、何か理由があったのでしょうか、教えていただけますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

この職員健康につきましては、関係の病院ですかね、これを5つぐらいの病院に入札制度で行っております。それで、入札減が出た分と受検者、人数の調整分で今回更正をお願いいたしております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。大山議員。

○8番（大山勝代君）

1目の賃金です。臨時雇いの賃金ですけれども、障害者雇用ということで説明を受けましたが、企業と同じように障害者を雇用しなければいけないというのがありますよね、それが公のところでは何%の雇用が達成目標なのか、現在基山町はどれだけの雇用があるのか、そして、824千円の内訳を教えてください。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

雇用率が2.1%で現在が1.86でございます。今回、臨時でお願いすれば雇用率は達成いたします。

○議長（後藤信八君）

824千円の内訳。（「失礼しました」と呼ぶ者あり）小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

今回の内訳につきましては、2名分をお願いいたしておりまして、12月から3月までの期間をお願いいたしております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）大山議員。

○8番（大山勝代君）

そしたら、3月までということですので、切れるわけですね。そしたら新年度またきちんとした雇用を確保していただきたく、要望します。

以上です。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

今回の臨時雇用につきましては、ちょっとつなぎ的なものでお願いしております。前回、重松議員のほうから質問があったと思いますけれども、来年度はもう当初から上げさせていただこうと思っております。

○議長（後藤信八君）

20ページまで、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午後0時3分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

引き続き歳出のほうを行います。

21ページ、2款2項1目、税務総務費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

22ページ、2款3項1目、戸籍住民基本台帳費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

23ページ、2款4項5目、6目、7目、8目、選挙費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

24ページ、2款5項2目、指定統計費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

25ページ、3款1項1目、2目、5目、社会福祉費。ありませんか。大山議員。

○8番（大山勝代君）

20節の扶助費ですね。利用者増ということで説明を受けましたが、ここの生活支援ということがちょっと勉強不足で少しわかりませんので、どういう具体的な支援事業なのか、そして利用者増が何名から何名ということで教えてください。

○議長（後藤信八君）

真島健康福祉課長。

○健康福祉課長（真島敏明君）

お尋ねの20節の扶助費なんですけれども、地域生活支援事業の分が日中一時支援事業になっておりまして、ちょっと数を先に言いますと、当初が148名見ていたのが157名で、9名の増ということで、利用者の方が9名ふえております。これにつきましては、日中に一時預けてそこで見ていただくということで、例えば、冠婚葬祭事とかあったときにそこで預かっていただくということでございます。

あとは移動支援事業とありまして、これも93人から104名ということで、11名ふえております。これは例えば、野球を見たいとか映画を見たいというときに、そのときに支援をしていくということが移動支援事業ということで、これも増になっております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。

26ページ、3款2項1目、2目、3目、4目、27ページまでお受けします。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

2目の保育所費で給料、職員手当5,000千円ぐらい減額になっておりますけど、これは職員が退職されたものなのかお尋ねします。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

3款2項2目の保育所費の2節、給料の分でございますけど、これは育児休業に係る保育

士の3名分の給料の減額分でございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

20節．子ども手当ですが、資料の24ページ、25ページの分ですけれども、この子ども手当、私も一般質問でも2回、3回させていただきましたが、今回大幅な改正がなされまして、現在まではつなぎ法案で9月まで来ておったということで、24ページの23年の10月から24年の3月までということで子ども手当が改正なされておりますが、今回50,000千円の減額ということで補助金等も△になっておったわけですが、この分については、やはり13千円が当初計画から見ての更正だと思いますが、要は25ページの支払い要件の変更が1と3についてちょっともう1回全然子ども手当の支給がわかりづらいところで支払いがなされたのがあるわけですが、要はお父さん、お母さんが外国に住んでおって、その外国の人が子供が日本に住んでおればその分については払われた。9月以降はですね、10月から。その前はお父さん、お母さんが日本におって、逆に外国におって子供が日本におった分が払われたというふうに私は思っておりますが、その件と3番の海外に住んでいるお父さん、お母さん、こういうのが今度は逆になっておるようですけど、この点についてちょっと説明と、それと新たに設けられた5番、児童福祉費、これはやっぱり洗心寮関係に支払われて、これは口座振り込みだったというふうに私は思っておりますが、その施設の施設者に対して支給がなされたというふうに書いてありますが、子供には行かないわけですか、ちょっとその点。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

議案資料の25ページの支給要件等の変更点のところの①のところですけど、平成23年の9月分までのつなぎ法案の部分までは、子供を監護する親がどこに住んでいるかですね。だから、つなぎ法案までは保護者が日本国内に住所を有しておかなければなりませんでしたが、10月以降は子供が逆に日本国内に住所を有するということで変わっています。それと、③は、23年9月までのつなぎ法案の関係の①と③は連携をしますけど、つなぎ法案で言う③につきましては、父母等が日本国内に住所を有しないということで海外に住んでいる父、母は該当しないということになっています。逆に10月以降は子供が、これも①との関連ですけ

ど、子供が日本に住んでいて海外に父、母がいる場合は、その子供を実際に監護している人、例えば、おじいちゃん、おばあちゃんが日本国内でその子を監護しておれば、そのおじいちゃん、おばあちゃんを指定すれば支給対象になりますということです。

それと⑤の児童福祉施設等の入所者につきましては、つなぎ法案までは実際に特別支援事業として安心こども基金事業というのがありますので、そこの中から子ども手当相当額が施設のほうに手当じゃありませんけど、そういう事業の部分で支給をされていたということになります。そして、その部分が逆に今度は10月以降の特別措置法ですけど、この部分につきましては、児童福祉施設に入所している子供についても子ども手当の特別措置法に基づいて、その施設の設置者の方に子供手当が支払われるということになります。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

確かにこの1と3については関連があるわけですが、政府のほうでも国会で問題になっておりました外国人の母親が日本において、そして子供は例えば、フィリピンとかベトナムとかそういうような人たちが母国に子供がおる方が5人も10人もおるというわけですね。その方に今までは支払われておったと、そういうのを見直すためにこの1と3が変更になったと。お父さん、お母さんたちが日本に働きに来て、そして子供さんたちが外国に子供が多くて5人も6人も、その方は外国のほうにお金が出て子供に支払われておったというような例で見直されたんじゃないかというふうに思います。

それと5番については、これは洗心寮とかそういうのが対象になった施設のことをいうわけですか。それと6月、10月、2月と支払いがなされておったわけですが、24ページの10月から3月までの分は10月15日にこの要件で払われたのか、その2点。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

支給要件の変更点の⑤の児童福祉施設等の入所者については、先ほど議員おっしゃいましたとおり、洗心寮につきましてもあれも児童福祉施設でございますので、洗心寮もこれに該当するということでございます。

それと10月に払いました部分は、24ページの支給額の③のところ、平成23年4月から9月までの分、これの6月、7月、8月、9月分を10月払いです。ですので、③の部分の6月から9月までの部分を10月の支払いの定時払いということで、その部分を支払っております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

はい、わかりました。そういうことになると2月の支給については④が支払われるんじゃないかというふうに思っておけばいいわけですね。

それじゃ、25ページのその他の項の2で、市町村長は、保育料を徴収する場合において、基山は、私は今度一般質問等でも出しておりますが、確かに町民税なり固定資産税なり保育料なり住宅使用料、延滞なり支払いがほんと滞っておるところがあるし、保育料とか給食費そういうのがある程度金額が多く滞納になっておるところが目に見えてきたわけですが、相当あるわけですが、9月の決算のときにも出ておったようですけども、保育料に係る保育料をこの子ども手当から徴収されるように法律で決まっておるわけですが、今回の9月、また来年の2月に支払われる子ども手当から基山町は私は取るべきと思いますが、これについては課長等の考え、また町長の考えも聞きたいと思いますが、私はいろんなやっぱり公平性を保つためには学校の給食費なり保育料、1件でやっぱり1,000千円もの保育料の滞納とかそういうようなところもあるというふうにも聞きますが、そういうのもこの子ども手当から保護者と十分協議して支払っていただいたらというふうに思うところですが、その件についてどんなでしょうか。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

25ページのその他の欄の(1)の保育料、学校給食費等の徴収の①につきましては、これはあくまで町と保護者の方との協議の上に受給者が申し出の上でなければ徴収はできません。本人から申し出書をとって、例えば、2月分支払い分にかかれば10月以降の分でございますので、3歳以上であれば4カ月分の40千円支払えますから、そのうち幾ら部分を30千円なら30千円を保育料なり学校給食費なりでいいですという申し出があれば取ることはできます。

②の部分は、これは特別徴収でございますので、これは本人の申し出なしに徴収することができますけど、これもあくまで滞納であった部分についての徴収というのが基本でございますので、その分があればうちのほうから通知をして、徴収することはできていると思っています。しかし、今現在でも保育料につきましては子ども手当の支給月であります2月、6月、10月につきましては保護者の方と協議の上、その部分で納めてもらっている部分もございますので、それについては今後も継続していきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

1目の19節、負担金補助及び交付金なんですけれども、特別支援学校放課後児童健全育成事業費負担金、これの30千円というのは、県に対しての負担金でしょうか。それとも、例えば、中原養護学校かなんかの。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

19節の特別支援学校の負担金でございますが、これは中原の特別支援学校と大和の特別支援学校の放課後児童の利用者に対する利用料に対する負担金でございます。一応中原養護学校が1名、県立の大和養護学校——養護学校じゃありませんでした。県立大和特別支援学校が2名今在籍をしております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今、基山小学校の放課後児童クラブは恐らく特別支援の生徒はいないと思うんですけれども、9区の公民館で何名か特別支援の子がいわゆるNPO団体か何かで預かっていらっしゃると思いますが、ここに対しては補助なり何なりというのはされてないんですか。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

そこに対しての補助は現在のところはありません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

9区の公民館ということで基山小学校に非常に近い場所にあつて、しかもお迎えに行かれているみたいですが、若基小学校でもそういう特別支援の子が放課後児童クラブに入ることになると、それはコスモス教室で受け付けるという認識でよろしいですかね。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

子どもさんの状態にもよるとは思いますけど、やはりその先生とも協議をしながら、うちのほうで対応できるようであれば、うちのほうに入所じゃないですけど、通ってもらってもいいと思っています。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

20節のたんぽぽ保育園の運営費について質問いたします。

当初予算で約86,820千円、そして9月にもこれ利用増ということで約9,970千円補正しまして、今回2,000千円されているわけです。120名から123名になったと。それで、ちょっと私基本的なところを質問します。わかりませんので。その下にはこの2目では保育所費がありますね。これ基山保育園ですよ。そうすると、基山保育園は町が完全に直接していますので、すべて職員から公務員であつてすべて出てきますね。そうすると、先ほど言いましたように、たんぽぽ保育園には運営費ということで、補正まで合計すれば98,800千円運営費を出していることになるんですね。これは内訳は、国が2分の1で県が4分の1で基山町が4分の1なんですね。1点聞きたいのは、たんぽぽ保育園の運営は今言いましたトータルで98,800千円ですが、これ以外に直接国とか県からほかにも来ているんですか。これをちょっとまず聞きたいんですけれども。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

本町を通じて運営費以外に来ている部分は一時保育の事業の補助金がありますので、その部分については補助対象になっていますので、それがたしか2分の1だったと思いますけど、国のほうから来ております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

確かに今言われました一時保育とか、たんぽぽ保育園の遠足のバス代の補助とかそういう小さいのはあるんですよ。じゃなくて、私が聞いたのは、この運営費の大まかなところは先ほど言いましたように国が2分の1で県が4分の1で基山町も4分の1出していると。基山町を通してたんぽぽ保育園は運営されているんですね、基本的には。国、県、国庫補助金とか県支出金ありますけれども、基本的には基山町は窓口に通していると。

しかし、基山町が例えば、ここと比較したら大変問題になるかもしれませんけれども、例えば一部事務組合、そこは当然議会があつて、議会がそこに入って決めますね。しかし、たんぽぽ保育園は国、県、町が出して運営されているけれども、そこに対して多分これは県のほうが監査なんかされているというふうなことは私も前の人から聞いたんですけれども、議会がどれだけここに入っているのかなというのが全くちょっと私もわからないんですね。

それと、町が今まで会計監査、決算でもそうですけれども、なかなかたんぽぽ保育園の運営費なんかは当然出ますよ。児童数とか、しかし、そこに職員が何人いるとかそういうのについて私もちょっと今まで見たことがないなと。いや、これは出す必要がないんですよというふうになっているのかですね。本当は基山町も4分の1出しているんですよ。もともとこのたんぽぽ保育園というのは、基山町が人口増になって世帯数もふえる、子供もふえると、基山保育園だけではもうできないと、新たに保育園をつくろうというふうな昭和60年ごろですか、そのころに直営では難しいということで、今回30周年もありますので、引き算してもらえればわかりますけれども、できたんだろうと思うんですね。そこに基山町がどれだけかわりがあるのかなと。運営費を出している基山町、そしてそこを管理監督するところ、そして、そこをまたいろんな面を含めてから調査建言する議会、この辺のかかわりで私どうもわからないんですね。だから、今回みたいにずっとこういうふうに予算では出るけれども、

たんぽぽ保育園の実態はこれ厚生産業の所管でもありますので、調べなければならないんですけれども、やっぱり前もって調べる以前に町のほうがこれ資料を運営の仕方含めて出すべきではないのかなと思いますけれども、この辺のことはどうなっておるんですか。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

たんぽぽ保育園については認可保育園でございますので、その認可については県が認可をいたします。認可をするからには、それだけの指導・監査も行います。だから、町が支弁しているのはあくまで保育園の運営費でございますけど、これは児童福祉法に基づく支弁でございますので、4分の1部分の運営費の国庫負担金の基準に基づく支弁をしなくちゃなりませんので、うちとしては国の基準どおりの4分の1の負担分を支弁をするという形で指導・監査とかそういう部分については基本的には県の指導が入るものというふうに思っています。また、それにつきましては児童福祉施設の最低基準の部分とかもありますので、そういう基準をクリアしてから初めて認可をされるというふうに理解をしておりますので、基本的には県の指導・監査に基づいて指導されるものというふうには理解をしております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

では、今言われました県の監査等の資料というのは当然担当課のほうには来ているだろうというふうに思うんですね。これは議会のほうには別に出さなくてもいいのかなと。というのは、やっぱり私たちはわからないんですね。もう1つは、県と言いますけれども、これは議会もかわりあっているんですか。県議会。県議会のほうにはそういうふうな資料等も出されているんですか。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

県議会に資料を出しているかどうかというのは、ちょっと済みません把握をしておりますけど、議会のほうから資料等の要求があれば、多分出しているのではなかろうかというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

28ページ、4款1項1目、3目、保健衛生費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

29ページ、4款2項1目、3目、清掃費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

30ページ、6款1項1目、2目、3目、5目、農業費。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

31ページ、6款2項1目、2目、林業費。林議員。

○11番（林 博文君）

31ページの19節、森林を守る交付金、これは県のほうからの交付金を戻すということで、せっかく予算がついておったのに減額されておりますが、この事業はどんな事業に使われる交付金だったのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（後藤信八君）

内山農林環境課参事。

○農林環境課参事（内山十郎君）

森林を守る交付金制度の内容ですが、これまでは御自分の山の境界線の刈り払いとか、そういった通常の維持管理でよかったんですが、23年度の事業内容が管理用道路の設置等がその事業の内容に組み込まれましたので、うちのほうで事前に調査を行った中で対象者と協議をした結果、ちょっとそこまでの作業はできないということで今回の申し込みのほうから引かれましたので、対象者がいなくなったということで、今回この分の負担金のほうを減額のほうを補正させていただいております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

今までは、この森林を守る交付金というのは間伐とか維持管理費、そういうのにも支払われておったと思いますが、要は基山町のやっぱり植林、戦後、杉、ヒノキが相当基山町内でも植林がなされたわけですが、現在はやっぱり材木の価格低迷ということで本当に荒廃を森林のほうはしております。そしてまた、特に後継者の問題なり価格低迷ということで山の手入れがなく、いろんな森林が持つ役割の本当の水を守るとか、空気をきれいにするとか、そういうのがあるわけですが、こういうのがある交付金がせっかく県のほう、国から来ておるのに、その事業に対して基山町は管理道路といえやっばり道路を山の中にユンボでつくって行って、その管理をするための道路をつくったりする事業だと思いますが、そういうふうな取り組みを一般の森林を持ってある方にこういうふうな交付金がありますよというのをやっばり何かの形でPRをされておるわけでしょうか、ちょっとその点。せっかく交付金に来ておるのにね。ちょっとその点。

○議長（後藤信八君）

内山農林環境課参事。

○農林環境課参事（内山十郎君）

これまでに森林等持ってある方に対して、これまで作業された方等には周知をさせていただいておりますが、広報等とかで流しているということは特段ございません。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

いや、私が言いたいのは、せっかくこういうふうな交付金が県なり国なりから森林を守る交付金とかなんかがあるのに、基山町の森林関係もやっぱり荒廃続きで、山に対する愛着がなくなって枯れておるわけですね。それと竹が相当入って、森林に対する意欲がないわけですが、こういうふうな交付金があればやっばりきやま広報とか、あるいは森林を持ってあるところにチラシでも配って管理道路をつくられないでしょうかとか、間伐とか維持管理費を下草刈りの補助がこういうのがありますよとか、そういうふうなやっばりチラシを配ってもらったらいいなというふうに思ったわけですが、その点どうなんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山農林環境課参事。

○農林環境課参事（内山十郎君）

御指摘のような形で今後はもう少し幅広く広報しながら町民の皆さん方に制度のほうを周知をさせていただいて、森を守るという形での活動がより活発に行われるように広報をしてまいりたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

32ページ、7款1項1目、2目、商工費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

33ページ、8款1項1目、土木管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

34ページ、8款2項1目、2目、道路橋梁費。松石議員。

○12番（松石信男君）

1目、2目、ちょっと説明、特に1目のほうですね。需用費、修繕料と工事請負費が出ております。ちょっとその辺を説明ください。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

8款2項1目の11節、修繕料の関係ですけれども、町道が傷んでおるところがございまして、例えば、園部地区の長浦1号線の路肩の問題とか、向平原地区の道路の路肩の問題、一部崩壊、それから千夫・長野線の舗装が傷んだりしておりますので、こういうところの修繕に充てたいと思っております。

以上です。（発言する者あり）

町道舗装補修工事につきましては、日渡線を30メートル、それと夜水線を25メートル、黒谷線を30メートルの補修を考えております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

特にこの町道関係については非常に町民の方の要望がいろいろ補修も含めて多いという中で、予算がなければなかなかすぐにはできないというふうな答弁をいただくわけですが、やはりこれについては9月議会だったですか、いつも予算が上がったらついていますよね。そういう補修のためとかですね。やはりその辺で私は1つ余計にと言うとなんですが、つけて町民の方の要望にほんとすぐにでもこたえられるようなやはり体制をつくっておく必要があるんじゃないかというふうに1つは思っています。

それと、ちょっと下の13. 委託料で不動産鑑定業務委託料というのは、これは何ですか。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

ちょっと先に8款2項1目の修繕料の関係申されましたけれども、私もそのように思っておりまして、なるべく住民の意向に沿うようにはしていかないと事故等があったときには大変困りますので、そういうふうには考えております。

それと、2目. 道路改良費の不動産鑑定委託料ですが、この件につきましては、本桜・城の上線の不動産鑑定を2カ所お願いしたいと思っております。それで計上させていただいております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

本桜・城の上線の不動産というと、具体的に何の鑑定ですか。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

本桜・城の上線につきましては、道路改良工事の計画がございます。というのは、神の浦ため池を埋め立てて道路をつくる計画でございますが、その件につきまして民地がございますので、民地については不動産鑑定委託をとりたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ここの部分で言っているのかどうか分からないんですけども、非常に心配されるのが今、特に高島団地が顕著なんですけれども、側溝整備が随分と行われています。そのときにいわゆる図根点という境界の線ですよ。あれが側溝のずっとわきにあるやつを工事の際にほとんどやっぱりはねられているんですよ。わかりにくいというのもあるんですけども、いわゆる多くの公費を投じてせっかくつけた境界の図根点がことごとくなくなっているわけですよ。僕も間接的に聞いてみると、工事業者の人たちには別に何ら注意してやってくれとかという話はなかったということなんですけれども、それを恐らく修復不可能だと思うんですよ、あれ1回ずれてしまうと。すごく簡単に考えられているんじゃないかなと思っているんです。その点がすごく心配なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今申されましたとおり国土調査が終わったところにつきましては図根点といいますか、境界のくいがあったり、それと側溝とかコンクリートのところについては四角いプレートといいますか、あれをつけて矢印で境界の位置を確定しております。その分につきましてはすべて三角点の基準点からトラバーを組んで見られるようには、数値で復元できるようになっております。例えば、ミリ単位で復元できるようになります。ですから、そこには再度もとに戻すという形で座標計算、器械で測量いたしまして復元できる形になっておりますので、工事をすればどうしてもそういうふうなプレートとか、特に高島団地の場合につきましては側溝とかそういうところにつけてあるのが多々あると思いますので、それは工事をする上ではどうしても1回取り除かないと工事できませんもんですから、それはやむを得ないと思っておりますけれども、復元は可能ということで考えております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

恐らく復元は可能と言われるのは、GPSでそこを指してやるという手法だと思うんですけども、御存じかどうか分かりませんが、この鳥栖、基山、特に基山の県境のところというのはGPSの誤差が一番大きいところなんです。それは位置で調べられたらわかる

と思いますけれども、県境は、大体熊本もそうですけれども、北部九州ではこの基山のところが一番誤差が生じるというふうに出ているわけですね。だから、用心したほうがいいですよ。簡単にGPSでもう1回復元可能と言われるんですけど、僕は結構な誤差は出るんじゃないかなというふうに心配しておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今、GPSと申されましたけれども、地積調査を行う場合につきましては基山の山頂に一等三角点がございます。そこからずっと引き出して町内各所にその基準点から出てきた座標を設けております。というのは、そういうふうに町内各所に設置しないと国土調査のための測量ができなかったということで、国土調査をするために町内各所にトランシットで測量できるような場所を設けております。それからまた枝葉をつけて各地区に国土調査に入ったときにそういうふうな基準点といいますか、そういうのを設けて実際GPSじゃなくて現地に入って測量するような形になっております。ですから、GPSとかそういうことではございません。復元が可能ということでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

そういうことではないと言われましても、実際についていたところをはねられているわけですね。これはいわゆる公有財産をそのまま捨てたのと同じと僕は認識したので、こういう質問させてもらっているんですけども、僕は相当結構大きな公金を使って座標軸、図根点をつけていると思うんですね。だから、その辺が要するに簡単にできる、できないは別として、そこに公金を飛ばしたということのほうは僕は問題だと思っているんですけども、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

言われたとおりやっぱり工事をするときにはどうしてもそういうふうなポイント、図根点とかがどうしても工事の進行上そういうところが支障になったときには1回省かないと工事

できないところは多々出てくると思います。そこについてはやっぱり十分注意しながら今後工事を進めていかなければならないし、その点についてはまた同じところに機械を据えて設置するということは十分しなければならないと思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

ちょっと気になったので質問させて、2目の13節、委託料の件ですけれども、不動産鑑定が土地を買うための不動産鑑定をされているのかなと。というのが、もともとあそこの池の埋め立ては住民要望があって埋め立てを出てきた。ところが、町長の回答で、あそこに道路をつくと補助金が出るから道路をつくるという話であった。ところが、今、町長は、補助金が出なくても道路をつくるんだというふうに発言をされておる。もともとは埋め立てがあった。ところが、埋め立てるだけだったら金がかかるばかりだから、そこに道路をつくれればこれ補助金の対象になるからと。これ今補助金が出なくなっているんじゃないかと。補助金が出なくなったとしても道路はつくるんだと町長は発言をされているやに伺っております。そこに論旨の一貫性がないんじゃないかと。もともとは埋め立てだけだったけれども、埋め立てよりも道路をつくれれば補助金が出るから安くなるからということだったけど、これは補助金が出なくても道路をつくるんだという発言をされた。そこらあたりをお伺いしたい。これが1点。

2点目、基山の山頂に一等三角点があると発言されましたが、確かですか。あそこは三等三角点じゃないですか。一等三角点がここにあることはちょっと考えられないんですけれども、確認されたかどうかお答えいただきたい。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今ちょっと3点申されたと思います。不動産鑑定は土地の鑑定かということを申されましたけれども、この件につきましては用地買収用地の不動産鑑定でございます。

それと道路の補助金があるのかということですが、この件につきましては今現在、社会資本整備総合交付金、これが55%であります。

それと一等三角点ということの基山山頂の一等三角点のことですが、ちょっと私が

聞いておったのは一等三角点ということで聞いておりましたので、そこら辺は再度確認はしたいと思っております。かなり九州管内でも精度があるという三角点ということで聞いておりますので、ちょっと一等と申しましたけれども、そこら辺は確認をしたいと思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

そうすると、神の浦のため池を埋めるあれは、補助金があるのでやっぱり道路をつくるということなんですね。そのために用地買収をすると。その不動産鑑定をしているということなんですね。その補助金はそこをつくるために請求をされた補助金なのか、別の補助金を運用されるのか、そこらあたりをお伺いしたい。

一等三角点は、これは確認していただければいいんですけども、九州でもそんなにはずなんですよ。この一等三角点をやるためには物すごく測量が大事になりますので、御確認していただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

補助金の関係を申されましたけれども、補助金につきましては道路をつくるための補助金でございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

35ページ、8款3項3目、公園費。松石議員。

○12番（松石信男君）

13節の委託料なんですけど、都市公園の遊具点検委託料ですけど、207千円ほど減額されておりますが、これ説明をお願いします。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

13節、都市公園遊具点検業務委託料の207千円の更正ですけれども、この件につきましては既に点検業務の委託は終わっておりますので、207千円を更正させていただいたということでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、これは都市公園は何カ所だったのですかね。それとどういう点検をやっているのか御説明ください。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

ちょっと何カ所かということでございますけれども、都市公園につきましては主なものは基山総合公園、それと基山小学校前の中央公園、それに開発区域内にあります氏林公園とか北部公園とかいろいろあります。ちょっと正式な箇所数は宙に覚えませんが、12カ所だったかと思います。そういうところの点検でございます。

それと点検内容はどんなことかといいますと、例えば、ブランコとかそういうふうな支柱の塗装の状況とか腐食ぐあい、それと中央公園とかにロープがありますけれども、ロープの傷みぐあいとか、スプリングの調整のぐあいとか、台座と金属の設置のさびぐあいとか、そういうところの点検をいたしております。危険防止のための点検でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、事故が起きたら大変ですので、こういう点検というのは非常に大事なわけですが、ただ、私は、職員でそのくらいなら点検できるかなというふうに思うんですが、やはり専門業者じゃないとそれはだめだと思う、見られないと、点検は。専門業者の目でないとですね。そういうことなのか御説明を。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今までの点検の中ではやっぱり危険性をA、B、Cの3ランクでして早急に改修が必要なもの、それとやっぱり塗装のはげぐあいでBランクとかそういうようなランクづけもしていただいております。ですから、やっぱりそれは専門的な業者の方で見ていただいたほうがより危険防止のためにはなるかと思います。そういうところを調査結果が出ますうちのほうから見に行っております。やっぱりその中には鎖の中にひびが入ったとか小さいところまであります。ですから、そこら辺は専門的に見ていただかないとなかなか私たちの目でも見えないところがございますので、それは委託してプロの目で見ていただくのがいいのかなとは思っております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

次行きます。36ページ、8款4項1目、下水道整備費。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

37ページ、8款5項1目、住宅管理費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

38ページ、9款1項2目、3目、消防費。片山議員。

○9番（片山一儀君）

2目の18節、消防備品と、これ備品購入費というふうに出ているんですが、これは説明を聞いていますと来年ですか、全国大会に参加するためだというふうな説明を受けていると思いますが、間違いないでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

これは25年に開催されます第21回の全国女性消防操法大会ですので、再来年になります。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○ 9 番（片山一儀君）

予算をこれは執行するためにはいろんな規則なり計画なり命令なりが必要だと思うんですけど、そこらあたりはどのようにしてこれを執行される予定なのか。要するに自治法の中に事業の裏づけのない事業を上げてはいけないということで予算に出さないといけないけれども、執行するためには全部規則なりいろんな命令なりが必要なわけですね。25年にあるのであれば、ただ備品購入というだけではなくて、きちっとしたものがないとこの予算の審議の対象にならないんじゃないかと思うんですが、どのようにお考えになるんですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、女性消防操法大会の出場につきましては、平成23年9月21日の佐賀県消防協会役員会議の中で決定をいたしております。それが25年に第22回の全国女性消防操法大会への出場権をもう得ておりますので、歳入のところで宝くじのコミュニティー事業で事業を1,000千円つけていただいております。この中で1年間練習して操法大会に臨むために、その必要な軽可搬のポンプと水槽を使用して1年間訓練をするという考えでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○ 9 番（片山一儀君）

わかりました。大変立派なことで名誉なことだと思いますが、なぜこういう質問をしたかというと、この4年間で基山町の予算が、町長の発言なんですけれども、予算で認められたからいいんだという発言をされた記憶があります。だから、執行したんだという話があります。予算をここで決定することと執行するということは別の事項なんです。ですから、今、例えば何か土地を買うよという場合にはやはりある一定金額以上は議会の議決が必要でしょうし、執行するためにですね。それをちょっと是正をするために、確認をするためにちょっと申し上げたんです。予算が決まったからできるという話ではないよということを見直しをするために。できるのがあります。できないのがあります。議会の議決が必要なのがありますから、お間違いのないようにという意味でちょっと申し上げたわけです。

以上です。

○議長（後藤信八君）

次行きます。39ページ、教育費、10款1項2目、教育総務費。重松議員。

○6番（重松一徳君）

ちょっと教えてもらいたいですけれども、20節、要保護及び準要保護生徒援助費というのがありますね。そして、次のページには基山小教育振興費で、20節には今度児童援助費というのがありますね。そして、中学校もまた生徒援助費と、2目の事務局費にある生徒援助費と児童援助費、それぞれの振興費であり、この辺はどういうふうな内容なんですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ただいまの要保護及び準要保護生徒援助費の事務局費にある分ですね、これについては区域外就学をされている生徒さんが対象ということで、学校の中の小学校とか基山小学校とか若基小学校の中の予算ではなくて、事務局費の中で組ませていただいているということでございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

区域外ということは、基山に住所を置いているけれども、基山町以外の小学校、中学校に通っているという意味ですか。——はい、わかりました。

それと、今回私ども厚生産業常任委員会で長野県高森町に視察に行ったんですね。その中で、子育て支援及び本当にいろんな取り組みをされています。その取り組みの中で、実は要保護及び準要保護のこの基準が、基山町の場合は、要保護は生活保護世帯に同等の扱いといえますか、準要保護は基山町の場合は生活保護世帯に準ずる扱いだろうと思うんですね。ところが、高森町あたりは準要保護になると生活保護世帯の1.2倍の所得に応じた取り扱いになっているんですね。だから、この援助を逆にいえば高森町で例として挙げますけれども、小学校、中学校、生徒数が1,306人超ですね。要保護に4人、準要保護に90人、大変多い方がやっぱり利用されているんですね。基山町の場合はずっと1.0倍でこの準要保護は取り扱いをされていると思いますけれども、この辺の関係は見直しを含めて何か検討とかはされておりますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ただいま言われた要保護、準要保護との関係の仕方というか、その1.0だという話ですけども、準要保護については基山町の場合も1.2、そういう基準を設けて対象者を広げてはやっております。基山町の場合の例えば、基山小学校におきましては準要保護については31名、要保護については今資料がある分では3名というような形で、準要保護でそういう補助のバックを広げているというのはございますけれども。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私の勉強不足だったかな。これ1.2にはいつからされました。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

申しわけございません。いつからというのはちょっと今わかりません。いつから1.2にしたかはですね。ただ、大分以前からということだと思っております。親が両親おられるときは1.0とかということにもなりますけれども、1.0から1.2までの間で判断をさせていただいているということでございます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。

○6番（重松一徳君）

私の認識不足だったら済みません。私は、これ基山町はずっと1.0で来ていたのではないのかなと。1.0から1.2とかこういうあやふやな中身では私はちょっと確認はしたことないんですね。というのは、今例えば、小郡市とかいろんなところがやっぱり1.1とか1.2とか今これ拡大しているんですね。だから、基山町はいつか私は質問したことがあると思いますけれども、これはやっぱり準要保護は生活保護世帯と準ずる扱いではだめなんだということでこれ見直すべきなんだということを言ったと思うんですけども、ちょっとこれ私の認識不足かどうかわかりませんけれども、もう1回ちょっと答えてもらっていいですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

済みません。基準につきましては基本的には1.0ということです。両親なんかがおられなかったりとかいろんな状況で特別の場合が1.2ということで判断をさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

次行きます。40ページ、10款2項1目、2目、3目、4目。木村議員。

○4番（木村照夫君）

13節の委託料なんですけど、基山小学校、若基小、基山中とかずっと下がっていますけど、これは何ですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

これにつきましては、予算を措置していただきまして、その後入札とかで減額になった分を更正させて、額が確定しましたので更正させていただいたということでございます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

入札であれば入札で、10年前からすると半額になっておりますが、最低価格とかがございますか、お尋ねします。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今ここに上がっておる分については最低価格とかということでは設けておりません。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

私もこういう関係の仕事をしてまして確かにずうっと減額されております。減額していけば点検者で違いますけども、最後まで点検できないとか部品の交換をいたしまして最終的に

はすべて設備更新とかそういう可能性もあるかなと思っております。だから、最低価格を設けて、この面では見えないけれども、そういう方向に持っていつてもらいたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

安永財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

委託料も各種ございますけれども、委託料で見積もり、入札をする場合には仕様書を設けてまして最低限これだけのことをやってくださいよということで、その業者の方には納得された上で入札価格、応札価格を出していただいているということで、計画書の中にもその仕事をぴしゃっとやっていただくというような計画をうたっておりますので、最終的にそれが修理ができなかったで全部かえなければならなかったということには、その分についてその原因が業者の方にある場合については、うちのほうとしては責任を持たないと。業者のほうに責任を持っていただくというふうなことで入札にかけておりますので、金額はどんどん落ちてきております。これは私どもとしては業者の方がそれだけやはりそういう気持ちで応札をされておるものというふうに思っておりますので、今回もこういうことで入札減という形で上げさせていただいているところでございます。

○議長（後藤信八君）

41ページ、10款3項1目、2目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

42ページ、10款4項1目、3目、4目。重松議員。

○6番（重松一徳君）

3目の13節。委託料、烽火リレーの業務委託料ですね。これ9月でしたか、ちょっと日には覚えておりませんが、新聞、テレビでも放映されましたけれども、これ委託料は全額更正なんですね。委託264千円当初予算で組んでいたけれども、早い話が、これは全部委託せずにボランティアでしてもらったんだという形だろうと思うんですね。そうすると、私それが本当にいいのかちょっとわからない面もあるんですね。これ当初予算で委託してからするんですよというふうに264千円これ予算組んだんですね。それを今、財政課長が委託に対してはきちっとある程度したんですよとか言われながら、これは全く委託かけられずに

ボランティアにしてもらったと。ちょっとこの辺の経緯について説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ただいまの烽火リレーの業務委託料の件ですけれども、これにつきましては昨年から実施されております古代山城サミットのプレイベントとして計画がされております。当初は実際やってみようという話とその山城サミットに関連する自治体の中の担当職員とずっと話をされていまして、なかなか方法が確定できないということで、結果的にはドラム缶を使った形になったんですけれども、そういったところを大きなサミットの今回は鞠智城のところでの開催になりましたから、そこが中心になっていろんなこと、それと熊本県が入りましていろんなことを計画しております。そこにイベント会社が入っておりました。ここに一応お任せしてその分もやったらどうかという全自治体の関係の話し合いがありまして、じゃ、その金額はどうするのかということで熊本県が業者に依頼をして、このくらいだったらやれるという金額がこの1自治体264千円でございました。一応これでじゃやろうということで予算化をさせていただきましたけれども、この実際の方法をずっと煮詰めていく中でいろんな実験等も数回やっております。実際煙がうまく上がるのかどうかとか、そういうことをやっていく中で、これはお手伝いの方たち、ボランティア等があればできるということで、最終的には、その本体というのは、ドラム缶の設備だけは熊本県が持っていて各町村に配布していただいて、人為的なものはボランティアでやろうという形になりましたので、全額更正を今回させていただいたということでございます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ここでちょっと一言だけお礼の意味も込めまして、12月10日にいわゆる水門跡石塁の現地説明会を行っていただきました。私も非常に寒い中でしたけれども、参加してよかったなとつくづく思っています。改修工事に当たって新たに発見されたいわゆる古代歴史1300年以上昔の技術がこんなにすばらしいものかというのを痛感させられましたので、ぜひともこれから大事に、大事に保存計画を進めていってほしいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（後藤信八君）

次行きます。43ページ、10款5項1目、2目、3目、保健体育費。大山議員。

○8番（大山勝代君）

13の委託料の更正が1,450千円、少し大きいのですが、具体的な中身を教えてください。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

これにつきましては毎年業者に委託を、見積もりをとって委託をしておりますけれども、この昨年と違う業者が今度23年度はとっております。ちょっと金額をかなり落としてきております。また、次の新年度24年度はちょっとどうなるかわかりませんが、配送業務の車の運転関係の委託ですけれども、この分について業者の見積もりが安い金額が出てきたということで今回は更正をさせていただいております。業務内容については変わりありません。

○議長（後藤信八君）

いいですか。

品川議員。

○10番（品川義則君）

今のところですが、当初から比べると相当金額が違ってきています。これはセンターをつくるとか一番問題になったらしいですよ。配送が本当に大事なのかとかいろんなことであつたところなんですけれども、これだけの差額が出たということは、昨年度の計算が非常に甘かったのか、それともこちらの業者のほうが非常に頑張つてとか、効率的にやってもらっているとか、これだけ減額になった理由というものはどういうふうにとらえていらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

こちらからお示する仕様書等は実際変えておりませんので、業務的にはもう問題はないと。両方ともですね。したがいまして、こういう金額でということになりましたのは、やっぱり業者の努力もあろうというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。

44ページ、13款2項1目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

45ページ、14款1項1目、予備費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

一般会計、以上で第62号議案に対する質疑を終わります。

ここで、2時20分まで休憩します。

～午後2時9分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

日程第9 第63号議案

○議長（後藤信八君）

日程第9、第63号議案 平成23年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の23ページをお開きください。

23ページ、24ページ、第1表 歳入歳出予算補正。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、事項別明細書に入ります。事項別明細書の3ページをお開きください。

歳入、3款1項1目、国庫負担金。ありませんか。（発言する者あり）

わかりました。そしたら、審議の前に、皆さんにお配りしていただきました資料の説明を少しお願いします。眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

それでは、資料の説明をさせていただきます。

きょうお配りしました資料が表紙を含めまして5枚つづりでお配りをしております。

まず、1 ページ目をお願いしたいと思いますけれども、これにつきましては一般被保険者ということで、上のほうにグラフ、グラフもそうなんですけれども、下のほうに21年度と22年、23年度を比較した形で載せさせていただいております。あと月ごとの、これは診療時期で上げさせていただいております。支払い時期じゃないです。診療時期でございます。

上のグラフを見ていただきますと、今年度につきましては、過去2年間のグラフよりも上のほうに位置しているということでございます。下のほうのグラフにつきましては、現在、9月診療分までしかうちのほうに上がってきておりませんので、その分の7カ月分まで上げております。22年度と比較をいたしますと、7カ月間の比較をいたしますと、合計で、現在、23年度分につきましては一番右の表の1つ目、2つ目ですね、一番右からのですね。一番右が月平均、2番目が年度計ということで、23年度につきましては10月分からまだ抜けておりますけれども、現在、年度計で642,364千円ということと、あとその右側の一月平均91,766千円ということで、下を書いておりますのは件数でございます。それを、23年度を22年度の9月診療分と比較をいたしますと、22年度の9月診療までの分が557,975千円ということで、現在、9月診療時点で85,000千円程度上回っておるということと、それを月に直しますと12,000千円程度平均で伸びているということでございます。

2枚目が退職者の比較表でございます。これも給付費でございます。

それから、1枚目と2枚目を合計しました分を3枚目で上げております。

そして、4枚目の一番最後の部分ですけれども、これが月ごとのレセプトの関係なんですけど、月10万点以上の分を上げております。1点10円でございますので、一月1,000千円かかっている人数をここに上げさせておりますけれども、3月から9月までの人数が一番上の表なんですけど、一般でいきますと、表の一番右下の72とありますけど、これが各疾患関係のトータルが72ということで72名でございます。これが月に1,000千円以上かかっておる人数でございます。去年の同時期と比べますと、去年の同時期が40名ということで、32名ほど現在ふえておるということでございます。

ちょっと大ざっぱでございましたけど、資料の説明は以上でございます。

○議長（後藤信八君）

それでは、引き続き款別に行きます。

4 ページ、3 款 2 項 1 目、国庫補助金。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5 ページ、4 款 1 項 1 目、療養給付費交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6 ページ、6 款 2 項 1 目、財政調整交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

7 ページ、7 款 1 項 1 目、共同事業交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

8 ページ、9 款 1 項 1 目、一般会計繰入金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出に入ります。

9 ページ、1 款 1 項 1 目、3 目、総務管理費。松石議員。

○12番（松石信男君）

11節の需用費の消耗品費ですが、ジェネリック医薬品を希望する家庭の希望カード3,500枚というふうにおっしゃったわけですが、これちょっと具体的に説明ください。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

需用費の92千円をお願いいたしておりますけれども、ジェネリックの医薬品の希望カードを、来年の保険証を更新するときに、その中に希望カードを入れたいということで、3,500枚を今回前年度で購入させていただいて、来年の2月から発送作業に入るということで計上させていただいております。その裏側に臓器提供の意思表示の分がありますので、その分の保護シールですね、見えないようにする分も同じく3,500枚ということで、希望カードと保護シールをそれぞれ3,500枚ずつ購入させていただいて、更新のときに一緒に発送させていただくということで計上させていただいております。世帯数につきましては2,000ちょっとですので、2枚要るところもあるだろうし、1枚でいいところもあるだろうし、あと役場の

受付等にも置きたいというふうに思っておりますので、3,500枚を購入させていただきたいということで追加をお願いをいたしております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ジェネリック、少しずつ普及もしてきて医療費の削減に非常につながるということになっておるわけですが、これちょっと確認ですが、そしたら、国保の加入者、保険証を持ってある方ですね、保険証と一緒に郵送するということです。これ全員に渡る、1人1枚ずつ全部渡るわけですね。世帯じゃないわけでしょう。全員に。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

基本的には世帯に1枚ということで考えをしておりますけれども、どうしても2枚必要だということについてはまたお配りしたいということで3,500枚、一応1.5倍ということで購入させていただくということでしております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

いや、保険証は1人1枚ずつ持っているわけですね。だから、当然病院に行ったときには保険証を見せるわけですから、当然、これ希望カードもやはり1人1枚ずつ、家族で回してするという形じゃなくて、1人1枚ずつ渡すということが私は必要じゃないかなというふうに思うんですが、それは世帯間で使ってくださいということなんですか。その辺はちょっとどういいますか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

希望カードにつきましては1世帯1枚でできるだけお願いしたいということで、もしお配りしてから必要だということであれば、またそのときにお配りするというで考えており

ます。それが被保険者全員ということになれば4,000ちょっとになりますけど、そこまでい
かないだろうというふうな考えで行っております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

町長にお伺いしたいんですが、3款1項3目11節の案が上がってきたときにされた町長の
指導、あるいは所見をお伺いしたい。課長からこの案件が上がってきたときに、カードをつ
くられることで上がってきたときに、町長のお考えなり、御指導されていないのかされたの
かもありますけれども。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ジェネリック医薬品につきましては課長ともやりとりをいたしました。やはりこれからそ
ういう考え方も必要だなというようなこと、あるいは情報的に福岡県がその辺が非常に進ん
でおるなというような、そういう情報は得ております。それを前提に希望カードをというこ
とでございますので、特段これに対して、いや、ゴーとか、ノーとかというようなことまで
は申しておりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

医師会なりにどういう働きかけをされたんですか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

このジェネリック医薬品につきましては佐賀県の中でも問題になっておりまして、医療費
の適正化関係で極力国の方針関係もありまして、できるだけジェネリックを使ってほしいと
いうところがありましたので、県のほうともいろいろ話を現在しておりますけれども、県の
ほうと県の医師会とのほうがなかなか話が見つからないという現状でございます。そういう中で、

後期高齢者のほうが先に希望カードを入れて送ったということが現実的にございまして、そのときには国保はまだ対応をいたしておりませんでした。後期高齢者のいらっしゃる世帯には当然国保の被保険者の方もいらっしゃいますんで、何で国保のほうには希望カードは入れんとかという御意見等もありまして、これは佐賀県全体で起きてきた問題でありまして、その関係で進めてきましたけど、県のほうと県の医師会等も話がまだできていない状況であります。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

国保は市町村が保険者ですよ。だから、保険者が医師会にどう説明したかと聞いたんですよ。県がどうしているかなんて聞いていない。県の医師会なんか折り合う話がない。要するに、こういうことを余りよく理解されていないからこういうのが出てくる。たかだか90千円ぐらいのお金ですけどね、ジェネリックを使うか使わないかは医師が決定することなんです。こっちから希望すべきことじゃないんですよ。薬の特許は10年で切れますからね、10年切れたら後発剤が出てくるんですが、開発に使っていないから安くなっているんですけども、医者にはすごく嫌うのがあります。これは要するに基礎研究ができていないわけだから、コピーですからね。だから、これを一般の我々がいただいても医者には言えませんよ。ジェネリック使ってくださいなんてどこが言えますか。だから、もしやろうとすれば、国保の保険者が、町長が医師会に、例えば、基山町の医師の方にこういうお願いをしますよという話があればまだなるけれども、被保険者にそんなことを要求したら無駄だし、無理です。そこあたりの仕組みをよくわからないで、町長の御指導もなかったんじゃないかと思ったから質問したんですね、この仕組みを。これたかだか90千円ですけどね、本当にそれを今筑紫野市あたりは出していますよ、ジェネリックというやつをね。医者は一切反応しないですもんね。我々がジェネリックを出してください、希望者は言ってくださいというふうに書いてあるけど、医者が処方するシステムになっているわけですから、もう本当にやる気であれば、基山町の医師にジェネリック使ってくれという限りはできないんです。医者は反対する人が多分おられると思います。安いからといって、昔は薬価差益がありましたから、不徳な医者というかね、金もうけの医者を見ましたけれども、良心的な医者は非常に嫌われます。そこらあたり、だから、やるとすれば保険者がやらないと、被保険者にこんなのを回したって何の意

味もないと私は思うんですね。だから、質問させていただきました。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

先ほどのお話なんですけれども、私たち保険者は何も手をこまねているわけじゃございません。手をこまねいてからしているわけでも何でもございません。当然鳥栖三養基医師会にはお話はします。ジェネリックを極力使ってくださいというのは医師会にしますけれども、郡医師会ではそういうことを決められないという返事が返ってきます。県の医師会と話はついておるとでしょうかということになりますので、県と県の医師会がまずそこで話をつけていただくと、なかなか郡医師会と私たちが話をしても門前払い食らうという現状でございますので、鳥栖三養基医師会については医療費の適正化も含めまして、鳥栖三養基地区の1市3町で時々お話に伺っている状況でございます。（「済みません。1回オーバーですけれども、ちょっと今の答え聞いたら、ちょっと許可してください」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

はい、あと1回です。

○9番（片山一儀君）

私が最初に聞いたときは、あなたは県の説明したじゃないですか。何もあなた方が手をこまねいていると私は何も言っていないんですよ。来られるときに医師会に行きましたかと聞いたら、あなた県の医師会の話をしたじゃないですか。私は、この仕組みで、医師が問題なんですよと。あなた方が何もしていないとは一言も言っていないですよ。あなたの答えがとんちんかんな答えだったただけだ。私が医師にしていますかと言ったのに、あなたは県の医師会がどうだこうだとおっしゃるから、だれもあなた方が手をこまねいていると言っていない。ただ、質問はされましたかと言ったんです。これは、そうしないと、医師の決定権ですから、医者の権限ですから、我々被保険者にもらってもなかなか価値がありませんよ。だから、何か手を打たれましたかと言ったんです。質問は、問いに答えてください。いいですか。

後のことがありますので、4回目を発言させていただきました。

○議長（後藤信八君）

いいですか。

10ページ、2款1項1目、2目、療養諸費。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

先ほどから審議に入る前に、今、課長のほうから医療費の増嵩といたしますか、説明を聞きまして、10ページの療養費関係を見ますと、ここで約1割以上の12月補正について医療費が高額になっておりまして、予算も21億円の国保予算というふうで、高齢者医療と換算すると、基金は50億円のうち、半分の25億円が医療費だと、こういう現状になるかと思うんですね。それで、先ほど説明で医療費で高額がありましたからと言われましたけど、この辺の医療費の分析、医療以下、歯科、調剤費関係なりの昨年度からの伸びがこんな急激に伸びているのか。先ほど脳疾患1,000千円以上の高額のこと、これが大きな要因の一つあると思います。こういうふうな分析というのは現在のところ、そういうのは瞬時といたしますか、毎月毎月自動的にわかるような統計システムになっておりますか。別段何かしないと出ないということですか。

○議長（後藤信八君）

真島健康福祉課長。

○健康福祉課長（真島敏明君）

すぐさま閲覧できるとかいうシステムにはなっておりません。一つ一つレセプトを点検しないとわからないという現状でございます。

そして、あと先ほどから申しました保険給付費が非常にふえていますけれども、おかげさまで9月診療分につきましては、これ11月に払ったんですけど、10,000千円ちょっと前月から比べると落ちていました。80,000千円台になっていましたけれども、これも手放しで喜んでいいのかなということがありまして、病院関係がその月分を出さなかったり、だから、10月診療分に9月診療分がのっかってきやせんかなと、落ちた分ですね。そういうこともありますので、なかなか普通の感染症みたいに今がピークですよ、終息時期がいくらですよということがなかなかつかみにくくて、日々、毎月毎月それぞれ病気になる方が違いますので、なかなか想定しにくいというのがございまして、最終的には今回の補正をお願いしていますのは、今までの実績をもとにして、今後の3月までの見込みをさせていただいたということでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

課長も毎月毎月びくびくといえますか（「はい」と呼ぶ者あり）ですね、そういう感じで、町長もそういう認識は、その辺の医療費の増嵩等について町長のほうに報告とかやられて、先ほど説明されたのは町長のほうにお渡しになっていますか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

今、鳥飼議員おっしゃいますように、厚生産業委員会等の前とか、また、委員会の中でこういうことが出ていましたということも当然お話をしますし、議会等に資料提出等がもちろんあれば、当然事前にこういうのを提出していいですかということで説明を含めてから打診をいたします。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ということで町長も御認識いただいておりますけど、はっきり言って国民健康保険、医療費、ここは相当な危機感を持って当たっていただかないといけないと。日本の皆国民性の一番の大事な国民健康保険です。これがこの医療費のこのまんま伸びますと、基山町の国民健康保険会計は危機的状況になるというのは、この現在のままですよ。これは近い将来に保険料の値上げ、これは国の医療保険制度なり、いろんな医療費の問題等の助成との関係ありますけど、極端な場合、今度30,000千円ぐらい基金を取り崩しますよね。現在のところの基金で、恐らく来年度3月末、町長がよく言われるように、23年度末には基金が枯渇するかもわからないというふうな状態が来ると思うんですよね。今度の場合、国保の財政措置もありますから、国のほうもありますでしょうけど、担当課長としては、今後のこの現状のままの推移の伸びを考えると、25年度まで保険税は上げなくていいと前回ぐらいの質問で答えられたと思いますけど、そういう財政計画なり、今後の保険料の動向といえますか、そういう検討なり対策なり、そういう面については現時点での考えはありますか。保険料の値上げとか、25年度までは上げなくていいという考えですか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

私が答えていいですかね。

9月の全員協議会の中ででしたかね、29年度までの年次計画、財政関係のお渡しをしていましたけれども、そのときには、計画では今年度に45,000千円を基金に積み立てて、基金の総額が97,000千円程度になるというお話をしていたと思います。そのときに積み立てた後に、24年度の予算のときに30,000千円を取り崩しさせていただきますという説明をしていたんです。その30,000千円が既にもう今年度に入れ込んだということでございまして、あと67,000千円ぐらいしかないということで、9月の全協のときにお話ししておった保険財政の計画でいけば、26年度にはもうパンクするだろうというお話をしていましたけど、そうすると、25年度に保険料の改定準備はやっていかんばいかんというふうなお話をしていました。今の状況がずっと3月まで続くことになれば、25年度ぐらいに1年早まって改定を考えんばいかんとやないやろうかということになると、来年度から準備作業に入らんばいかんというふうに担当としては思っておりますので、11月の保険給付費がどんなになるかが物すごく私は注視をいたしているところでございます。（「関連質問でちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

町長でも課長でもいいんですが、診療報酬点数表を見られたことありますか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

いや、私は認識をいたしておりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

先ほど人員の話がありましたが、ここの基山町は非常に便利がいいという話がありました。福岡に近いから、それから、福岡に非常に勤務している方が多いから、後期もそうですが、退職者あたり福岡の医療機関を使う方が結構多いと思うんです。掌握をされていますか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

数までは把握をいたしておりませんが、佐賀県内では他県に診療に行くというのはもう佐賀県で一番でございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

なぜこう申すかという、ジェネリックを使いなさいということよりも、できるだけ地元の医療機関を使いましょうということが大事なんです。1点に3円違いますからね、福岡とここでは。向こうは乙地だから、ここは甲地だから、向こうは乙地だと。乙地だと1点で福岡は13円取られます。ここは10円ですね。だから、そこらあたりをしっかりと把握しておいて、できるだけ地元の医療機関を使いましょうと宣伝したほうが、私は25年度より上がらなきゃいけないんじゃないかと思っております。国が今、支出が非常にふえていますから、そういうことの宣伝のほうが私はいいと思うんです。ぜひ診療報酬点数表を見てください。2年に1回改定されますから、よろしく。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

同じところですけども、国保運営協議会というものがありますね。その中には基山の医師の方も入っていらっしゃいますけれども、その中での運営協議会の中で、この国保の財政が厳しいということはもうさんざん話をされていると思うんですけども、それぞれの代表者として上がっていらっしゃるんですけども、住民代表者、また医師の代表者ですけども、それぞれの立場の意見というのは、こういう財政に対してはどういうふうな意見があるか、お聞きしたいですけども。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

現状と保険財政のこともお話をしまして、そのことに関しましては非常に運営協議会の委員さんたちも心配なさっております。その中でいろんな意見が出てきますけれども、保険料を上げざるを得んようになるかもわかりませんという話をすると、それはもういたし方ない

だろうという認識には立っていただいております。その議事録につきましては、9月の文教の議事録も4階の議員図書館のほうにやっておりますので、それを見ていただいたら、どういう意見が出ているということもおわかりいただけるんじゃないかというふうに思っています。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

いたし方なからうという話があるんじゃない、とても我々がこんだけ議論してですよ、どうしようか、どうしようと、また保険料の値上げをしなきゃいけないという話を真剣にとらえられているとはとても思えないし、また、これ私、私論ですけれども、委員会構成に少し違和感が私はあるんですよ。だから、なるべく運営で負担かからないように抑えていこうということで、先ほどのジェネリックとか、いろんなことをされて対策として上げておるわけですよ。それに対してですよ、なかなか推進していこうとかいう立場にない方がいらっしゃるのも、それが実際の話、運営協議会としての運営ができるのか、そういうところもう少しですね、それを運営協議会もそういった陣容というか、条例で決まっているということであれば、ベスト式で実際の利用者とか負担をする方ですね、そういった方々の声を集めて、そういった方にフィードバックしていくような、そういった制度改正をしていかないと、いたし方ないという結論が出てくるようなところでは、この運営は協議してもらえると私は認識できないんですけれども、その辺のところは私の意見に対してはいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

ちょっと私の言葉が悪かったみたいで、いたし方なからうと。こちら側がどうしても負のイメージの説明しか文教のほうでしませんので、現在、これくらいかかって、こういう状態でございますという言い方しかしませんので、なかなかそういう洗脳しよるわけじゃございませんけど、いたし方なからうじゃなくて、理解していただいているのかなというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

私も議員に一番最初なったときに協議会に入らせていただいて、その協議会の雰囲気というのは私も十分わかっているんですけども、なかなか意見として上げにくい部分がですね、ここにこういらっしゃるわけですから、目の前に。であって、またそれ逆にとらえるならば、先ほどのジェネリックの推進とか、医療費を抑えるために、基山の医師会の方に協力をいただくと、全面的にということも、県の医師会、郡の医師会もあるでしょうけれども、一番喫緊大事なのは基山町の財政ですからね、そういうふうな逼迫しているところを強く言っていただいて、協力をいただけるように、ほかのいろんな団体もあるでしょうけれども、とりあえずは自分ところの話ですから、協力いただきますように強く要請をいただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この問題は私も国保関係では一般質問をさせてもらったことがあります、これから先、新興団地については退職者がふえまして、医療費がもうどんどんふえるばかりの基山町になるということで、健康づくり、それと生きがいくくり、そういうのを何か考えておるかというようなところの一般質問も相当したわけですが、今課長が言いましたように、国保委員会の中では国保税を上げざるを得ないだろうという、ただそれだけの答申ということじゃなくて、やっぱりけやき台の皆さん方が日ごろ家に閉じこもることじゃなくて、病院に通うばかりじゃなくて、家庭菜園とか、そういうふうなのにもう少し推進をしていただきたいと。健康づくりなり生きがいくくりで町が取り組んでいって、いかに医療費を下げていくかというようなことが私は、国保税を上げるばかりじゃありませんが、その点についても取り組んでいきたいと思いますが、町長どうですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

先ほどから国保についての議論があっております。確かに課長言いますように、もう前に資金計画といいますか、見通し、この中でも非常に厳しいですよということは申し上げたと

思います。それが今もっと加速されて危機的な状況になってきておるということ、これ事実ですので、しっかりと受けとめていかなきゃいかんということ。

それから、一つ課長にも私も聞いておるんですけども、ほかの近隣の市町ですかね、その辺はどうなんだと。基山だけがこんなというはずじゃなかろうけれどもねという疑問も投げかけております。だから、それに対してはさっき答えましたように、今すぐよそがどうだからこうだからというような話はなかなか言えないと。やっぱり全体的に伸びてはおりそうですよという、そこまでしか聞いておりません。

それにしましても、それで、近隣といいますか、どうかした市あたりじゃかなり来年度、再来年度、18%、ちょっとその辺の数字があれですけども、上げざるを得んようになってきたから、今そういう予定をしておるというような話も聞いております。そうならないようにひとつ対策をやっつけていかなきゃいかんと。それが健康診断であり、健康指導でありと、それから、おっしゃるように、菜園であると、そういうふうなこともかもしれません。それから、ジェネリックもそうですし、そういう対策はやっぱりこれからしっかりと考えていかなきゃいかんということ。

それともう1つは、ちょっとこのごろ私も会合があっておりませんからわかりませんが、これもこれやっぱり県で一本化しなきゃいかんじゃなかろうかと。個別で対応しておったってとても対応できるような話じゃないよと。いずれは県でということなんですけれども、それもなかなか市町の状況がばらばらなものですから、一本化に進まないということ。しかし、いずれはこれはやはりもう県全体で考えなきゃいかん問題だろうというふうに私も思っておりますので、その辺にも、それを頼みとする、望みとするというわけじゃございませんけれども、その辺もやっぱり進めるように私もやっつけていかなきゃいかんということでございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

私たちも去年とことしが長野県に視察に行きますと、やはりあの辺は市町村も57、まだ合併していないところで、田舎でのんびりと過ごされて百姓が多いと。そういうようなことであれば医療費が意外と安いというようなこともあったわけですよ。それはやっぱり生きがいづくりなり、また農家、やっぱり頑張っておられるということですが、けやき台なり、また三井ニュータウン等は、やっぱり会社をやめれば家に閉じこもったり荒れたりするというこ

とになれば、あと行くところは病院だというようなことになる、またまたこれは医療費が上がるばかりですので、その辺についての健康づくりなり、生きがいくつも真剣に取り組んでいただきたいと。いかにして医療費を下げていくかということも町がやっぱり取り組むべきじゃないかというふうに要望をしておきます。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

余計なことかも知れませんが、河野議員も目の前にいらっしゃいますし、けやき台、けやき台、あるいは三井と、議長もそうでございますし、そこだけを名指してという話じゃないと思います。これはやっぱり町全体がそういうふうなことになってきておること、この地域自体がそうなっているということだろうと思いますものですから、その辺はちょっと蛇足で言わせていただきます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

けやき台、やり玉に上がっているみたいなので、一言、一言発言させていただきたいんですけれども、確かに医療費しんどいんだと思います。私も、私ごとであれなんです、去年、ことしと、前は会社のほうで特定健診を受けたりして、ことしちょっと2次検査したほうがいいですよというふうなことで町のほうから指導に来られて、この指導に来られた方が非常によかったのかもしれませんが、医療費が上がってしょうがないよね、大変だよねと言ったら、うちの課長は、今の小っちゃい金額よりも、将来のあれを防ぐためには、ぜひ行ってくださいと言ってみんなを説得してきなさいと、そういうふうな指導をされている。ああ、いいことしているね。遊んでいるばかりじゃないね。だから、やっぱり僕らもそういうことは議会としてなり一個人としても、皆さんそういう指導があったら、そういう検査に、嫌だと思っても行ってくださいよというね、そういう何というんですか、みんなの意識向上というのも必要だと思うんですよ。そういうものがあって、幸いにちょっと僕は2次検診に福大まで行ってきましたけど、何でもないので体にはせいぜい気をつけてください、血圧だけははかってくださいとか、そういういろいろな指導を受けて帰って来ましたけど、そういうような努力をみんながする、それを広報でみんなに知らしめて、必ず検診に行きましょう

ね、2次検診の要請があつたら行きましょうねというムードをつくることも大切なことだと思いますので、ひとつそんなムードをつくっていただけるように御努力いただければと思います。

○議長（後藤信八君）

次行きます。

11ページ、2款2項1目、2目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

12ページ、8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

13ページ、8款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

14ページ、9款1項1目。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

15ページ、11款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

16ページ、12款1項1目。予備費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

以上をもって第63号議案に対する質疑を終わります。

それでは、続行します。

日程第10 第64号議案

○議長（後藤信八君）

日程第10. 第64号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の26ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

議案書の28ページ、第2表 地方債補正。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

それでは、事項別明細書の3ページ。

歳入、1款2項1目、公共下水道負担金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4ページ、2款1項1目、使用料。ありませんか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

うちの所掌じゃないと思いますんで、利用者ではどれぐらいふえるんですかね。これは例えば今11区ですかね、あれがなっていますが、そのほかのところでも接続をたくさんされて伸びているんでしょうか。お伺いしたい。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

接続の状況ですけれども、数字を申し上げます。北高島地区が239戸、その他の供用開始をしている接続部分が53戸で、292戸を見込んでおります。

○議長（後藤信八君）

いいですか。ほかにありませんね。

5ページ、3款1項1目、国庫補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6ページ、6款1項1目、2目、基金繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

7 ページ、6 款 2 項 1 目、公共下水道一般会計繰入金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

8 ページ、8 款 3 項 1 目、雑入。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

9 ページ、9 款 1 項 1 目、下水道事業債。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出、10 ページ、2 款 1 項 1 目、公共下水道事業費。ありませんか。鳥飼議員。

○7 番（鳥飼勝美君）

10 ページ、工事請負費が33,754千円の減額出ていますけど、今年度で現在計画されておるのは高島団地でもう終わりと、来年度からは出てこないというふうな認識でよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

15節の工事請負費を33,754千円更正させていただいておりますが、この件につきましては、まだ工事がすべては完了しておりません。といいますのは、舗装工事がまだ下水道での修復が残っております。ただ、これが御承知のように、国の全体事業費の削減ということで影響が出てきております。ですから、来年度またその分につきましては要望をしたいと思っております。まだ引き続きあるということでございます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。

11 ページ、2 款 2 項 1 目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第64号議案に対する質疑を終わります。

日程第11 諮問第1号

○議長（後藤信八君）

日程第11. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、
本案に対する質疑を求めます。片山議員。

○9番（片山一儀君）

ここに書いてある立派な方でよく承知をしておりますが、ただ、前の監査委員のとき申し上げたんですけれども、定年制とか、そういうのとか、公募というのはお考えにならないですかね。寅年ですよ。今、基山を見ていますとね、町長は基山中学じゃないみたいですが、やっぱりどうしても基山中学のつながりとかね、そういうことで多彩な人材を求められていないという気がします。また、こういう高齢者に負担をかけるのもですね、彼が高齢者だから、年齢はですけれども、肉体的に知的にどうかということはわかりませんが、若いと思いますけれどもね、やはりそういうところのお考えはどうなんですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今、一つには定年制とおっしゃいましたけれども、この人権擁護委員会は定年制でございます。それで、今度お一人おやめになって、その補充といいますか、後に御推薦、75歳でしょうかね、超えたらもう再任はだめだというような、そういう規定ございます。

それともう1つ、公募制でございますけれども、これはやっぱり私もかねがね本気になっておるところでございます。この件についてじゃなくて、いろんなことについて、多彩な人材ということで、いろんな場面に出てきていただくというようなことは考えていかなきゃいかんというふうに思って、公募しなくても幅広くというようなことで搜したりもしておるということでございます。公募して、そしてできたら人材バンクみたいな形で、そういうことが可能であれば、それも考えていかなきゃいかんのじゃないかなというふうに思っておりますので、それはこれからのまた課題だということを申し上げておきます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

答弁は非常に当たりがいい、気にしております、考えていますとおっしゃるんですがね、たしか人権擁護委員は法務大臣の委嘱事項じゃなかったかと思うんですよ。

そうすると、今、多分73歳ですよ。ことし74歳になられるのかな。新年度になったら74歳になられると思います。そういうところが実際に口と町長の答えと実行が全然伴っていないと感じております。

諮問第1号についてはそれだけです。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、諮問第1号に対する質疑を終わります。

日程第12 諮問第2号

○議長（後藤信八君）

日程第12. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を求めます。片山議員。

○9番（片山一儀君）

この方も立派な方で自民党の女性部長か何かになられたんじゃないかと思うんですけども、そういう関連で、違いますかね、わかりませんが、そういううわさが聞こえてきたんで、元教育委員ですよ。同じ町のことをやはりたらい回しというか、またやったから、経験があるから行ってお願ひするという形がどうしても見えてくる。大久保さん自体名前変わっていますが、よしあしじゃないですよ。基山のそういう委員とか、いろいろなシステムの問題をしているんです。ひとつここらあたりはね、やはり福岡県、都市圏に近いところに、それこそいつも言うけやき台から、ニュータウンから、きやま台から、サングリーンから、高島団地と、団地にさまざまな方がおられるわけですね。そこらあたりをやはり生かしていないと基山町のあすはどんどんなくなっていくですよ。そういうことで、先のお答えがありますから、お答え要りませんけれども、ぜひたらい回しじゃなくてね、やりやすいということじゃなくて、やっているから頼みやすいということじゃなくて、困難に挑戦いただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、諮問第2号に対する質疑を終わります。

以上で質疑のすべてを終結します。

日程第13 委員会付託

○議長（後藤信八君）

日程第13. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔議案付託表配付〕

○議長（後藤信八君）

ただいま議案付託表を配付いたしましたが、配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後3時10分 散会～